

決算特別委員会記録

開 会 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 2 6 日
開 議 時 刻	午前 9 時 5 8 分
散 会 時 刻	午後 3 時 5 5 分
出 席 委 員 名	世古口新吾 岡田善行 吉井詩子 世古 明 吉岡勝裕
	品川幸久 山根隆司 長田 朗 西山則夫 小山 敏
	山本正一 佐之井久紀 中村豊治
	宿 典泰議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	吉井詩子 世古 明
担 当 書 記	筒井弘明
審 議 議 案	「議案第 5 4 号 平成 2 2 年度決算認定について」外 4 件一括
説 明 員	市長、副市長、総務部長、ほか関係参与

審査の経過ならびに概要

午前9時58分、世古口委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第54号 平成22年度決算認定について外4件一括」を議題とし、審査の進め方は委員長に一任することを諮り決定の後、議案第54号の歳入から審査に入り、款2 総務費項1 総務管理費目19 車両管理費まで審査を終わり、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、明27日午前10時から継続会議を開くことと決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後3時55分に散会した。

なお、審査に入る前に、世古口委員長から、委員に対し、審査に当たっては決算に対する質疑にとどめ、発言は起立のうえ一問一答で簡潔に行うこと、当局参与に対し、答弁は要領よく簡潔に行うようにとの注意があった。

審査の概要

世古口委員長

ただ今から、決算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員ですので、会議は成立しております。

会議録署名者は、当初決定のとおり、吉井委員、世古委員のご兩名をお願いいたします。

それでは、「議案第54号 平成22年度決算認定について」外4件一括を議題といたします。

審査の進め方については、委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

審査については、54号から順次、審査を行い、審査を終了した後、5件一括に対する討論を行い、続いて採決を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

また、審査に入る前に委員長からひと言皆さんにお願い申し上げます。

審査に当たっては、22年度決算に対する質疑にとどめていただき、起立のうえ発言いただくようお願いいたします。なお、質疑は一問一答方式で行い、簡潔をお願いいたします。

次に、当局職員の皆さんに申し上げます。

当局説明員におかれては、発言の際は、挙手のうえ、大きな声ではっきりと自らの職名を告げていただきますようお願いいたします。

また、委員の質疑の要旨を的確に把握され、答弁についても要領よく簡潔に願いまして、審査の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

いずれにしても、効率よく進めたいと思いますので、委員並びに当局の皆さまの格別のご協力を重ねてお願いいたしておきます。

それでは、5件一括の議案中、まず議案第54号から審査願うことといたします。

事項別明細書、一般会計歳入から審査に入ります。それえでは50ページをお開きください。

【款1市税】一括

中村委員

お早うございます。

〔「お早うございます。」と呼ぶ者あり〕

市税全般についてご質問いたします。

本会議の議案質疑でも平成22年度の決算認定については経営結果、決算指標の好転についてお聞きしました。

特に、今回は分母の要素として普通交付税の増大が決算の好結果につながっているということと、さらには分母要素の減少については、投資的経費が若干減少しているというものの、やはり当局の皆さんに大変な努力をいただき、組織の効率化などについて大変努力されているということで決算結果が好転したということです。

そこで、1点目の質問ですが、市税全般について聞きたいんですが、はじめに市税の収入状況について教えてください。

議案質疑でも申し上げたように、当局は財源確保に努力されていることについては多としたいと思います。しかし、収入済額が昨年と比較して約5億5千万の減少、平成20年と比較しても3億、この2年間で8億の収入済額が減額になっておるということを私も危惧しているわけですが、まずはこの内容に対して、課税面でどのような分析をしているのか、お聞きします。

岡課税課長

平成22年度の市税については、前年度比較で約3億円、率にして約1.9%の減となっております。要因としては、特に個人市民税が減ったこと、それから法人市民税が増えたこと、大きくはこの2点が挙げられると思います。

個人市民税については、前年度比較で約5億2千万円、率にして約8.1%の減であり、これは景気悪化による給与所得等の所得の減少によるものです。

なお、個人市民税については、前年の所得に対して課税がされるという制度的な面から、効果が遅れてあらわれるという傾向があります。一方、法人市民税については、前年度比較で約1億2千万円、率にして約14.3%の増加となっております。

これは、アメリカのサブプライムローンに端を発する不況が要因となり世界的な景気の後退があったわけですが、2年続いた減少率2ケタという状態から一定の回復があったことによる法人税割の増収が要因となっております。

中村委員

今の答弁では、個人市民税が前年より5.2億円減少している、逆に法人市民税は1億2千万増額しているということで、若干、景気が回復気味にあるんだというように受け止めました。

したがって、今の状態でいけば、つまり法人市民税が増加してきているという内容から判断す

ると、平成 23 年度については十分期待できると判断したいと思います。

次に、昨年の決算で、自主財源の確保ということについて長岡議員が質疑をされました。

中身としては、未申告の調査や現地調査、とりわけ償却資産の調査強化を行い、適正公平な課税に積極的に取り組むと、当時、決意表明の答弁をされました。

1 年が経って、平成 22 年度に取り組んだ償却資産の調査強化を行う、適正公平な課税に積極的に取り組む、この内容についてどの程度の効果があがっているのか、お聞きします。

課税課長

昨年度、償却資産の調査を強化するという答弁をしました。昨年、137 社を対象に過年度分も含めて約 3,630 万円の実績があったということで、職員一同頑張っ、この実績をあげました。

そのほかにも市民税や固定資産の調査等も行っています。今後とも、よりいっそう適正公平な課税に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

中村委員

自主財源の確保として償却資産の調査、評価を行う、適正公平な課税に積極的に取り組むということで、結果としてどの程度の効果があったのか、教えてください。

課税課長

トータルとしてお答えしますと、市民税については先ほど言われたとおり、未申告調査、扶養調査、それから各種資料などを活用した調査などを積極的に行った結果、件数にして 1,518 件、税額にして約 2,540 万円の課税実績がありました。これは個人市民税です。

それから、固定資産税については土地及び家屋について、航空写真を参考にしながら現地調査等を行い、土地においては 254 筆、税額にして約 1 千万円、家屋については新增築の調査を行い、これが 730 棟、約 1 億 1,420 万円の課税実績、先ほどの償却資産の調査も含めて約 1 億 8,590 万円の実績ということです。

中村委員

今、昨年の取り組みを教えてくださいまして、1 億 8 千万以上の効果が出ているということで、やはり当局のやる気、意識改革も含めて、この点については積極的に取り組んだという評価をしたいと思います。

次に質問したいのは、22 年度の財源確保についていろいろと課税課長から答弁がありましたが、課税をしても市民の皆さんに税金として納めていただくということにならなければ、どうしても財源の確保はできやんわけです。

そこで、市税全体としての収納率、現年度分と過年度分を含めてどういう状況であったのか、分かりやすく教えてください。

石田収税課長

平成 22 年度の収納率についてですが、市税全体においては 88.7%で 0.3 ポイントの減、それから現年度分については 97.1%で 0.2 ポイントの増、過年度分は 16.2%で 0.1 ポイントの減となっています。

平成 22 年度においては、現年度分の収納率が増加したことがひとつの成果であると考えています。

中村委員

現年度分の収納率が 0.2 ポイント増えている、これが今回の成果であると判断したいと思えます。特に、市長が言われている持続可能な市政運営を将来にわたって継続するためには、やはり課税された金をその年に納めていただく、つまり滞納分を増やさないというのは当然、常識的な話なんです。収納対策として日夜努力されています。毎年の決算特別委員会で、そういうことで大変努力されていることを評価もしているんですが、皆さんが日夜頑張っておられるということも含めて、まあお金の確保に対して、現在どのような取り組みがなされているのか分かりやすく教えてください。

収税課長

収納対策についての取り組みということですが、仰せのとおり現年度分をいかに繰り越さないかということが大事なことでして、このことを念頭に日々、業務に取り組んでいるところです。

そのために、取り組みの中で、納めやすい環境整備ということと、それから初期滞納者への早期対応の 2 点を説明したいと思います。

まず、一つ目の納めやすい環境整備についてですが、自主納付の推進を図るために口座振替の啓発を継続して行っているところです。また、平成 21 年度からは個人住民税の普通徴収分と固定資産税、軽自動車税の三つの税目について、コンビニでの収納を取り入れ、収納窓口の拡大を図ったところです。

二つ目の、うっかり納税を忘れて滞納になった方々を含む初期滞納者への早期対応についてですが、まず納期限の 20 日後になると督促状を送付します。それで、納税の請求を行っています。それでも未納の場合は、催告状を送付するとともに徴収嘱託職員等の収税課職員が休日・夜間を含めて臨戸訪問を行います。納付指導、訪問徴収を行っているところです。

さらに、現年度分を含め三重地方税管理回収機構への移管催告による納税交渉を行ってしまし、滞納整理に取り組んでいるところです。

中村委員

日夜、大変な努力をされているということで、ぜひ収納率のために頑張ってくださいと思います。

世古口委員長

他に・・・佐之井委員。

佐之井委員

先ほどの質問でもあったように、今年の決算書を見ますと、歳入の 33%強を占める基幹税である市税が 18 億 4,400 万未収、これが一つ。それと、欠損処分が 1 億 7,200 万強あるわけですね。この現実を見たときに、結論的に言うと、いわゆる現年度でとれやんだらもう過年度へいくと徴収率 16%ですよ。90 何%、16%かけると 80 何 . 何%という答弁がありましたが、これは全体で平均で言われとるわけですが、もう繰越分になったら 16%くらいしかとれない、8 割 4 分は残っていくという現状がここにあるわけです。

したがって、収税を中心に非常に努力されていることは多としたいんですが、もうちょっと工夫した対応策をとっていかないと、財政厳しいときに、やはりそのへんが問題であるし課題ではないかなと思います。

たとえば、今度の決算でも滞納繰越分から納付された額というのは約 3 億円弱です。そうすると、現年度で現年分の収入未済額が今年だけで 4 億 6 千万くらいになっとるわけです。差し引き 1 億 6 千万くらいが翌年度へ調定されていくわけですね繰越分として。

だから、調定されてくわけですから、現年度の今で収納しないと、ほとんどもうこれ、希望がなくなるような感じが私はしています。まあ、これ全体的にはそういうことで、そやで個々に聞きたいんですが、個人市民税も特別徴収分と普通徴収分とがあると思いますが、これの割合がどのくらいなんですか、調定額では。これをまず教えてください。

課税課長

決算ベースでいきますと、約 69%が特徴、普通徴収が 30%となっています。

佐之井委員

七、三ですね。七、三で特徴。特別徴収義務者というのは、これちょっとその前に、特徴の収入未済額と不納欠損処分の額を教えてください。

収税課長

まず収入未済額の特徴の分ですが、現年度分で 670 万 2,904 円、滞納繰越分で 2,015 万 4,406 円、全体では 2,685 万 7,310 円ということです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

特別徴収の中の不納欠損額ということですが、内訳としては 59 万 1,768 円となっています。

佐之井委員

これは件数でどれくらいあるんですか。不納欠損処分の件数。

収税課長

21 件です。

佐之井委員

これをひとつとっても、特別徴収というのは勤めとる方の給料から市民税を引くわけですね、それが納まったらん、特別徴収義務者 いわゆる雇用主っちゅうんから滞納がされてこんだけの 2,685 万も納まっていない。ましてや、特徴分の不納欠損処分が 21 件で約 60 万弱ある。

こんなんは、預かり金だと僕は思うんですが、どんな対策をしとるんですか。これやっぱり、もちろんほかの滞納処分と同じというより、もう少し、いろいろ事情はあると思うんですが、もう少し強化するということですか、きちっとやっていかないと、個人の方は給料から引かれとるんですよ、それが納まってこない、こころへんはどういうように分析されとるんですか。

収税課長

特別徴収の滞納については、短期間のものについては事業所が経理をうっかり怠っているということも考えられますが、収入未済まで至っているような案件はうっかりミスではなくて大変大きな問題であると認識しています。

特別徴収は従業員の給料から天引きして事業所が納めるものです。これを滞納するということは、他の税の滞納とは性質が異なりますので、厳しく納付指導を行っているところです。

しかしながら、事業所の経営不振や倒産等により差し押さえる財産がないという場合も多くあります。今後も、催告や訪問等により、早期に厳しく納税指導を行いながら納税がなければ厳しく滞納処分に臨んでいきたいと考えています。

佐之井委員

次に、税目別でちょっと、特徴はもうそれでよろしいわ、しっかりやってください。

それから、次に軽自動車税、都市計画税、都市計画税は今年から合併した町村にも広がるわけですが、大変興味を持って見ておられると思います。それから固定資産税ですね。

これは、ほかの税もさることながら、いわゆる役所用語で言うと担税力ということですか、税金を納める力があるという人がお持ちになつとる もちろん全部が全部とは言いませんが、いろいろ事情があつて滞納すると思うんですが、たとえば軽自動車税が今年 540 万強不納欠損処分されています。で、未収額が 900 万くらい。で、私は軽自動車税の中で、軽の税金安いで乗用車に乗るかという、私とこもあるんですが軽四の乗用車、それと大変便利な普及している軽トラ、これを合わせて調定額の大体 9 割が軽自動車税を占めとると思うんです。この数字に間違いはないですか。

課税課長

一番多いのが軽自動車の乗用タイプ、それから貨物タイプということにして、割合でいくと約

8割近くあります。

佐之井委員

いや、課長さん、もうちょっとありますに。

8割強ということですが、これなんかは車を買える人ですわね。そんな人は担税力があるということで、何で残ってくるんかいかと。まあ、いろいろ事情はあると思うんですよ、ですが軽自動車の場合は、不動産の差押え規定というのが法律的に準用されるんですね。だから、時効の中断とか強制執行についても、これを大いに使ってやっていただきたいなと思うんです。

それと、このごろは車を押さえてくる、占有するというんじゃなしに、登録を差押えするんですね。そういうやり方を県税でも国税でもやっておると思うんですが、国税徴収法でこれはとれますから。そこらへんの滞納処分にいく過程で、登録を押さえるということは第三者に対する対抗要件として転売の禁止ということになるんですが、ここらへんもやられとるんですか。

課税課長

先ほど8割を超えとると言いましたが、軽自動車ということだと約7割くらいですので、訂正いたします。

収税課長

車自体の差押え、また登録の差押えをやっているかということですが、伊勢市においては車自体の差押えというのは現在、やっていません。ただし、滞納者全般において調査をしているのは、滞納者の財産調査、債券や預金、生命保険の状況を調査して、差押えができるものについては差押えをしているというのが現状です。

佐之井委員

まあ、軽自はもうこれでよろしいわ。次は固定資産税、都市計画税ですけども、まあこれですね、うーん、欠損処分が固定資産で1億129万9,574円、都市計画税が1,575万4,172円、全体の収納率にしても税目別に見ますと、悪いですねこのところは。で、当然、時効の中断をされておると思うんですわ。たとえば交付要求をしたり、差押えをしたりということをやられとると思うんですが、このへんのいわゆる財産税、土地家屋、課税客体がね、このへんはもう少し、事務概要を見て差押え件数を見ましても、債権がほとんどで不動産はなしですね。地方債権の管理回収機構のほうへいくと、不動産の差押えがありますが、このへんの状況というのはどう分析されているんですか。

収税課長

固定資産税、都市計画税等については、不動産を所有されている方々にかかる税ということで。この対象の不動産を所有する事業所の方、個人の方自体が事業不振ということに陥っており

まして、固定資産税を支払うことができないという例が多いのが現状です。

また、滞納処分をする前提として、所有する不動産を差し押さえても、その前にすでに借入金の担保になっている場合が多いですので、たとえばそれを競売、換価しても税のほうには回ってこないというものがほとんどです。

佐之井委員

まあ、あんたらはようやってくれとるんやんな。それはよう理解できるんです。

あのね、もうこれは皆さん言わんでも分かるんですが、税金というのは公平性なんです。負担の公平性なんです。これが崩れたら、「もう、俺ら払いたない。」という人が出てくると思うんです。まさに今、この決算状況を眺めて毎年ながら指摘しとることですが、何とかもうちょっと考えないといかん時期に来とるんやないかいな、もう前からですけど、来とると思うんです。

本当に負担の公平性なんです。正直、払っておる者が馬鹿を見るというようなことではいけませんわ。やっぱり、そこらへんは無茶苦茶強制執行して、生活困窮者を追い詰めよということは私は申し上げてません。負担の公平性ですから、もう少し今の財政状況を見て、適正うちゅうんですかな、適正にやってくれとるんやけど、さらに強めていただきたいなと思います。

そこで、去年の監査報告の中に、市税の滞納のことについて、全庁的にという言葉が使われております、全庁的に意識を持ってやれと。ここらへんは、全庁的に去年の監査事項の指摘を受け取り組まれたんですか。

藤本総務部長

市税は、決算ベースでも歳入の3割以上を占める主要な、重要な自主財源です。これの税収確保については全庁的に、ということで、庁内で収納対策の特別委員会を設けております。

この中で、関係部課長、係長が集まりまして、意思統一、情報交換といったことをしています。それから、債権回収対策室というのを、この7月に立ち上げましたが、その中でも関係課で意思統一を図り、早期の税収確保に努力しているところです。

佐之井委員

プロジェクトをつくってやっとなと言われましたが、去年は全庁的な問題で、その回収にさらなる努力を願うと監査委員さんは指摘しとるわけですね。そこらへんのことでちょっと聞きたいんですが、収税課はようやっとな、で、今度できた債権回収対策室についても、今年の監査委員の指摘事項にもその言葉が入っていますが、ここへ「おばれよ、抱かれよ」でやっていくと、債権回収対策室はえらい酷やに、債権回収対策室の人は。何でもかんでも債権回収対策室 やっぱり、原課がきちっとやらないかん、そういうことだと思いますよ。

それで、22年度においても、私は、収税課だけでは十分でないとも思ってきとんのこれ。

応援というとね、応援ですわ、5馬力であっても2馬力くらいしか出やせんのですけど。

やっぱり出納整理期間、そういうときには全庁体制で、自分たちが、こういう状況だということ

とを全職員が意識を持ってやらんと、税金取んのは収税課でええんや、債権回収対策室でええんやということやったら、全然これは進みません、と思います。

去年は、そういうことで収税だけでやったんですか、あとの応援、っちゅうといかん、協同でピュッとやったということはあったんでしょうか、ちょっと教えてください。

収税課長

前年度の取り組みということですが、前年は収税課で取り組みをしました。過去には、総務部の中の課長さん方に出させていただいたということもありますが、去年は収税課で取り組みをしたところです。

佐之井委員

あのね、組織を大ぐりにせないかんです。これは課税課や収税課や、何課やっていうたら、もうそれは「俺ら、ここだけの仕事をしたらええんや。」というのはいかんですわ。やっぱり、ある程度大ぐりにした中で、収納対策に職員の全庁的な意識改革をもって当たってもらいたいなと思います。今、やっとなんということですから。

最後に、監査委員さんにお聞きします。もう難しいことは言いません。去年、監査委員さんのほうで、全庁的な問題として、その回収にさらなる努力をせよという指摘をビシッとされてます。まあ、今年の決算書もこの間の本会議で適正に執行されとるということを表示されています。

それで、今年の監査報告書の中の意見書としては、「今後は平成 23 年度設置の債権回収対策室を活用するなど、さらなる収納対策強化を図るよう強く望む」さらなる収納対策強化を図るよう強く望む、「強」という字が二つも三つも出てくる。

それで、まったくそのとおりなんですけど、もう少し具体的に、監査委員さんの意見を私が今質問した収入未済額、不納欠損処分、あるいは3年連続で収入済額が前年度を下回っている現状をつぶさに見るときに、監査委員さんの意見としてもうちょっと詳しく書いてほしかったなというところがあるんで、ちょっとご答弁をいただければありがたいと思います。

鈴木代表監査委員

まあ、回収強化ということを全庁的にお願いしたのは、それぞれの市民税とか固定資産税だとか、あるいは軽自動車税、それぞれで不納欠損額とか収入未済額があがっております。こういうことから、全庁的に対応していただきたいということをお願いしたわけです。

で、具体的な収税対策というか、そのへんについては当然、原課のほうでお願いするというところで、新しく債権回収対策室ができましたので、そちらで取り扱う分については当然、そちらでしっかり対応していただきたいという意味合いで意見をいたしました。

佐之井委員

もうちょっと、何かこう、ご意見をきちっと言うたってもらおうとありがたかったかんですが、

結構です。

やっぱり全庁的に、よその課のことやというんやなしに、そんなこと思ったらへんという人もおると思いますが、やっぱり全庁的な問題で、市の大きな課題だと、歳入の 33.2%を占める市税というのは根幹やということを職員自らが、我々もそうですけど、やっぱりそういうように認識するところからスタートしないと、単に収税課へ応援に行くだけでええんやということではならんと思うんです、そこにはやっぱり魂が入りませんから。

そういうことをひとつお願いして終わります、ありがとう。

世古口委員長

他にありませんか・・・山根委員。

山根委員

私も市税についてお聞きします。佐之井委員からいろんなことを聞かれた中で、本当に自主財源確保ということで不納欠損、収入未済を少なくさせやないかんのかと思うんですが、不納欠損の処理をせざるを得なくなったということを毎年聞いているわけなんです、今年について、その中でもどのような理由の方が一番多かったのか、教えてください。

収税課長

不納欠損額が増えたという原因ですが、長引く景気の低迷により経済情勢は依然として厳しく、企業においては収益の落ち込みにより経営不振、廃業、破産、倒産等により、納付に至らなかったというものが増加しています。

また、個人のほうにおいても個人所得が減少してしまっていて、同じように事業不振、借金過多、生活困窮、それから本人等の死亡等により滞納額が増えているという状況です。

市としては、できる限りの徴収努力を続けて、財産調査や差押え、納付誓約、交付要求などの時効の中断措置をとっておりますが、やむなく時効の中断措置をとれず時効が完成したものをはじめ、不納欠損処理をせざるを得なくなったというものについて、厳正に処理をした結果、去年より不納欠損額が増となったものです。

山根委員

やむなく不納欠損処理をせざるを得なくなったということです。そういう中でも、まじめな方が納付相談とかいろんな形もとっておるわけなんです、一体、この年度において納付相談もいくつかあると思うんですが、何件くらい、分割にしても何にしても払おうとか、そういう納付相談があった件数を教えてください。

収税課長

納付相談を何件受けたかという数字は、ちょっと把握しておりません。

山根委員

相談は何件かあったということで理解していいですか。

収税課長

納付相談においては、当然、期限が過ぎると督促状・催告状を送り、職員も訪問する中で、また窓口に来られたときに、その状況を聴きとる相談というのは常時ありますので、ちょっと件数は把握していませんが、毎日、そういう納付相談は行っています。

山根委員

まじめな方で、何とか納付相談した中で、まじめな方はこうやって払おうとしとるわけなんです。先ほど、佐之井委員さんも言われましたが、納税されとる方に不公平感がないようにということは何らかの形でしてかんと、これからの不納欠損、収入未済の解決は基本的にできないかなと私も思います。

当局が毎年、検討を重ねてやっておられるのは、よく分かります。監査委員さんからの言葉もあって、全庁的にやっていきたいということです。私も、そういう形で伊勢市の財源確保というためには、これについてやっぱりきちとした形でやっていただきたいと思います。

根本的には、なかなかすぐに解決できる問題ではないと思うんですが、1円でも収入未済額、不納欠損をなくすために努力される中で、伊勢市の発展のために頑張ってくださいと思いますので、最後に、どういう形ですか、意気込みを教えてください。

総務部長

税の収納の全庁的な取り組み、それから今後の努力についてですが、全庁的な取り組みの中で応援をしたりということもありました。で、それについては効率的な面から廃止した経緯もあります。ただ、こちらの姿勢としては、やるからには慎重にしなければなりません、可能性のあるものについては試行的なことになってしまうかも知れませんが、結果は別にしてどんどんやっていきたい、そして収納確保に努めていきたいと考えています。

債権回収対策室を立ち上げますが、それで終わりということではありません。一つひとつ可能性のあるものを、これからもやっていきたいという気持ちで努力していきたいと思います。

世古口委員長

他に・・・吉井委員。

吉井委員

私も、滞納を減らすための努力についてお聞きします。

まじめな方で、払いたくても払えない方というのは、税金の滞納になるということはある意味SOS信号なんではないかなと考えます。で、先ほども全庁的という話がありましたが、徴収部

門と行政窓口がそういう方々の問題を解決するために手助けをする、なぜ払えないのかということの丁寧な聴き取りが必要ではないかと考えます。

で、まあ住民の福祉の増進を図るということを徹底して滞納している税金が減ったという自治体もあると聞いています。伊勢市においても消費者生活センターもできましたし、そういうような生活再建のために全庁的に取り組みをしていったという連携があったかどうか、お聞きします。

収税課長

まあ、収税課においては窓口相談という形で滞納者の生活の状況等、いろいろな聴き取りをしています。その中で、収税としては納期までになかなか支払えない方については、1年間分を分割という形で納付するような約束をしながら対応している部分があります。

今、言われたように全庁的な取り組みについては、なかなか各課との調整までには至っていませんが、収税課で聴き取りをする中で、たとえば法テラスのような制度もありますとか、そういうことについては、できる限りの対応をしているところです。

吉井委員

先ほどの山根委員の質問でも、相談件数はということで、ものすごくたくさんあったら、たくさんありますという答弁があったと思うんですが、すぐに数が出てこなかったということです。で、やはり滞納がある場合、市役所というのはとても敷居が高いものではないかと考えます。

自ら、なかなか払えないんですがと相談に来ることは難しいんじゃないのかなと思います。それで、たとえばほかの窓口に行って、その窓口の方が、あなた税金払っていますかとは聞きにくいとは思いますが、そういう連携というのが必要ではないかと思えます。

で、今年の3月3日付けの総務省地域創造グループ地域政策課長及び総務省自治税務局市町村税課長の連名による通知が来ています。それが、「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」というものです。これは、そういう関連部署とか、弁護士とかで、もう本人の許可を得たうえで、そういう税務情報を共有することによって、成果を上げている地方団体もあります。で、そういう税務情報を弁護士とか司法書士とかにも共有をしたりして、またそういう紹介をしてその方のたとえば多重債務であったら過払い金を戻してもらう、そういうことをしてもらって、過払い金が戻ってきたらまず一番に税金を払ってくださいという誓約書なんかを書いてもらい、そこで税金を納めてもらう、そういうような解決の仕方をしているところもあると聞いています。で、これは今年の3月3日にこの通知が来ているんですが、このような通知についてご検討されたかどうか、お聞きします。

収税課長

通知については、直接、収税には届いてはいませんでしたが、総務省からの通知というのは見はしました。ただ、ご指摘いただいたように、税務情報の提供ということの取り組みをやっている市町もあるということですが、現在、伊勢市においてはそこまでの連携というのはとれていな

い状態ですし、また提供するということになるとう当然、本人の了解を得たり、個人情報のことであるとか、課税情報になると守秘義務ということも出てきますので、そういういろんなことについてかなり難しいところもあるのかなと思っています。

吉井委員

この通知にも、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、たとえば同意書の提出を求めたらどうかということも書いてあるので、まず同意書を得て個人情報ですので、とても大切な情報ですので、そういう同意を得て、とにかく税金やすべての使用料・手数料の滞納をまず解消しましょうということで、生活困窮者に手を差し伸べていく、まあ言えば太陽と北風の話がありますが、太陽に当たる部分も強化していただき、今後やっていただきたいと思います。

世古口委員

他にありませんか・・・長田委員。

長田委員

1点お聞きします。先ほど来いろいろな質問がありました。なかなか市税を増やすには難しいんですけど、収入未済額、まあ不納欠損を減らすということが収入を増やすということの近道であり、また税の公平性の観点からも非常に重要なことというのは、私も同感です。

ただし、悪質滞納者と生活困窮者との区別をしっかりと見極めるということも大切かと思います。そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、収納率について、伊勢市22年度の決算では88.7%ということでしたが、これは県下14市の中ではどのような位置づけなのか、教えてください。

収税課長

県下14市の状況ですが、各市ともまだ決算認定というのがされてませんので、詳しい情報というのは言いにくい部分がありますが、過去の状況を見ましても、伊勢市においては、たとえば21年度ですと全体では14市中9番目ということですよ。

長田委員

9番目ということで、県のほうも、不納欠損また未収金がある場合は、県税にも大きく響いてくるわけで、これはもう市のほうの回収率を上げてもらうというのは、本当に同じ運命共同体として大きなものやと思います。その中で、たとえば悪徳の滞納者に対しての差押えについて、先ほどの佐之井委員の質問で、自動車についても差し押さえていることがないという話があったんですが、他市の事例ですと悪徳業者であれば、そのへんを権利を使って差押えをするということはあるということで、県からも、伊勢市のそういう今の状況に対して、何か指導があったというようなことはありませんでしょうか。

収税課長

県から特に指導があったということはありません。差押えということですが、自動車等については差押えの実績はありませんが、伊勢市では債権を中心に預金とか生命保険の状況とか、給与の照会とかをしながら、差押えができる分については差押えをしています。

また不動産については、直接伊勢市が差押えというのは、現在、新規には行っていませんが、地方税管理回収機構に毎年 60 件、伊勢市は送っており、そちらで伊勢市のこういったものについて、不動産の差押えと換価をしていただいている状況です。

長田委員

分かりました。で、今、地方税管理回収機構の話が出て、60 件ということで、これについては確かに、それによって抑止力というか、そこに移管されることにより、事前に納付につながったということも聞いていますが、合併後で結構ですが、実績等を教えてもらえませんか。

収税課長

実績ですが、平成 21 年度は移管額 1 億 3,300 万くらいで、実際の徴収額は 5,600 万ほど、徴収率としては 42%、これに延滞金を含めて徴収をしていただいているというのが実績です。

長田委員

効果があるということで、立派な働きをしてもらっていると思うんですが、これはまあ先ほど、市の中でも平成 23 年の 7 月から債権回収対策室というのを設置して取り組んでいくということの説明もありました。

で、これは毎回、決算になるとこの席で徴収の一元化という話が出てきて、それをプロジェクトチームをつくりながら、実際の形として 23 年度からスタートするというので、この点は非常に評価するものです。で、どういう結果になるかはふたを開けてみなければ分からない部分もあるかと思うんですが、これについて何か目標を設定するとか、収納率について、これくらいまで上げていこうとか、そういう数値目標みたいなものはお考えでしょうか。

奥野債権回収対策室長

今年度、まだ最終的に私どものほうに各料・目から移管はされていません。先週木曜日に協議を行いました。目標としては移管されたものは極力すべて 100% 徴収したいと。で、徴収額についてもできる限りの努力はする、できないものに対しては滞納処分等をして差押え、換価、そしてそれを執行するという目標を持っています。

長田委員

今、スキルアップを図っているいろいろ研修に取り組まれているということで、全庁的に取り組むという観点を忘れることなく徴収に励んでいただきたいと思います。

世古口委員長

他にご発言はありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

他にないようですので、款1市税を終わります。

審査の途中ですが、10分間休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時10分)

世古口委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査を続けます。

【款2 地方譲与税】一括 発言なし

【款3 利子割交付金】一括 発言なし

【款4 配当割交付金】一括 発言なし

【款5 株式等譲渡所得割交付金】一括 発言なし

【款6 地方消費税交付金】一括 発言なし

【款7 ゴルフ場利用税交付金】一括 発言なし

【款8 自動車取得税交付金】一括 発言なし

【款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金】一括 発言なし

【款10 地方特例交付金】一括 発言なし

【款11 地方交付税】一括 発言なし

【款12 交通安全対策特別交付金】一括 発言なし

【款13 分担金及び負担金】一括

山根委員

この中で保育所の負担金についてお聞きします。保育所負担金5億4,345万8,109円、20年度、21年度、22年、23年と3年連続して児童福祉費の負担金が不納欠損されています。年々、増加の傾向ですが、21年度の決算委員会の質問で、「保育料の整理、滞納ということはこのままでは解決が困難だと認識している、そこで22年度は公立保育所だけでなく私立保育所とも連携して根本的な解決に向けて直接その保育所においても現金を取り扱えるような対応を含め、私立保育園ともお願いしようと、調整を図っているという段階です。また庁内で検討会議が立ち上がっているの、その検討結果も踏まえて有効な手段で進めたい。」という答弁がありましたので、民間保育所との連携、どのような形で進められたのか、どのような調整をされたのか、検討結果と調整結果を教えてください。

鈴木健康福祉部次長

私立保育所との連携ですが、22年度において保育料の収納業務委託をして、民間保育所でも収納できるように窓口を拡大したことに伴い、未納者への督促状あるいは催告文書を保育所を通じて渡していただくとか、支払う方向へ向けにお声がけを保育所からしていただくとか、現金も保育所で納入できるような形にさせていただくとか、そういう形で現在やっているところです。

山根委員

現在やっているということで、まだ決定はしていないということですね。まあ、この中でもいろんな形で安全性とか個人情報の管理を考えるにしてもいろんな形があると思います。

現在、これを進めとる中で今年も進めているという答弁だったんですが、保育所との、この関係をするにあたって、もう最終段階になると思うんですが検討されとる中で、どのような形の契約内容でこれを現金取り扱いとして市としてどのような形で契約の要項を設けとるんか、そのあたりも教えてください。

健康福祉部次長

民間保育所との関係においては、去年の12月からスタートしているところです。契約内容については、一定の金額を設けて委託をしてやっておりまして、催告書、督促状を民間保育所から保護者に渡していただくとか、保育所から保護者に納付の勧奨をしていただくとか、現金納付についても保育所で受け付けていただく。まあ、この場合、口座振替でもOKという形になりますが、保育所へ持ってこられた場合には、受け取っていただくというような形です。

山根委員

大まかな内容は分かったんですが、やはり個人情報の管理という点でも、非常に重要だと思いますので、そういう役所としての管理の方法とか取扱いの条項はよく分かりますが、この点も含めた中で一回、このできた案として、個人情報の管理についての項目をどういう形で考えとるの

か、教えてください。

健康福祉部次長

今、契約書を手元に持っておりませんので申し訳ありませんが、伊勢市の個人情報条例に準じて取り扱っていただくようにという文言だったと記憶しています。

世古口委員長

他に・・・品川委員。

品川委員

私も同じところでお聞きします。まあ、これについては昨年、市長も収入未済が3千万を超えてしまった、非常に危機的、大変なことやと言われていました。

今年、これで4千万を超えてしまったんですが、これについては700万、700万、700万、1,100万、そして今年が826万くらい、こういうようになってくると思います。

これまでの経過の中で、私は何度もこれを言ったんですが、根本的な最初の理由は、県の監査委員が入られて、公金取扱者がいないところでお金を集めるのはいかなものかということから始まって、それでは銀行振り込みにしようとなった、その次の年から700万の不納が始まったというようなことやと思います。

まあ、他市の例を見れば、民間の保育所にも公金取扱者としての立場を与えてとっていただいたほうが、これで解決するのではないかということで、今回ちょっと督促も民間にさせていただくというように、今の答弁ではなかったと思います。

民間だけじゃなくて、21年度では公立の保育所も結構あるんですね。今年については現年度分として私立が400万くらい、公立が350万くらい、公立はもともと先生であれば公金を取り扱えるということなんで、まあ今回は決算ですけど、新たな取り組みをされたと聞いていますので、今年の今の状況で、来年の見込みがあるんやったらお聞きしたいなと思います。

健康福祉部次長

公立でも同じように、督促状を市が発行してそれを各保育所で手渡していただいとるという状況ですが、現年度中心にということややっておりまして、現在のところ、もう少し今の状況 保護者にお声がけをしていただくという、文書を渡すときにもひと声添えてお願いするといった今の状況は継続をしていきたいなと考えています。

品川委員

私、去年も言ったんですが、早急に前の、元どおりに銀行振り込みをやめたらどうやと。直接、先生が受け取ってもらったらどうやということやを言ったんですが、なぜそこまで入れないんか、理由があったら教えてください。

健康福祉部次長

口座振替に変更したことについては仰せのとおりですが、県の保育行政の指導監査についても、市民の利便性を図るという意味も含めて口座振替の導入をしたという一面もあります。

また、口座振替については滞納者については引き落としができないという形にはなるんですが、一般の方は利便性を感じておられる部分もあるかと思います。といったことで、今の段階で口座振替を全面やめて全部、集金袋というのは、ちょっと難しいかなと考えていますが、一部については委員の意見も参考にしながら、どういった形がいいのか、またちょっと検討をしたいなと思っています。

品川委員

早急に取り組んでいただきたいと思いますが、今回、昨年度と比べて 昨年度が1千万くらい、今年が800万くらいで若干減っている。これは、ええんか悪いんかよく分かりませんが、実際、子ども手当も支給されておるんですね。そこらへんのことは、どう考えておられますか。

健康福祉部次長

仰せのことは、子ども手当からの天引きというか、そういうことかと思いますが、その点についてお答えします。

国では、Q & Aの中で、受給者と受給資格者と扶養義務者が同一の場合は保育料を徴収できるというようなことも示されていますが、まだ今の時点では子ども手当も未確定部分もありますので、今後も国の方針、情報等を見極めながら進めていきたい、考えていきたいと思っています。

品川委員

私が言いたかったのは、子ども手当が支給されたのに何で払わへんのやということなんです、まあ先の先まで言っていたいただいて非常にありがたいんですが。

子ども手当もなくなれば、もうとるところがないんですよね？そういうことでしょう。で、これずっと、まあ普通に考えると、一回もう保育料払わんと1年過ぎたら次の年も払わへんようになりますよね、普通。次の年に、「こんだけたまっとるで」と言うてはなかなか払ってもらえないんじゃないかな。私が心配しとんのはね、今年100万くらいの欠損金やけど、来年になったら700万、700万と大口がどんどん出てくるのではないんかなと心配しとるんですけど、そこらへんはどうですか。

健康福祉部次長

滞納繰越分についても、徴収の努力を進めていくということでやっていますが、18年当時の滞納繰越額よりも若干ですが減っていることもあります、今年度どれだけ徴収できて来年どれくらいできないかという部分は、ちょっと今のところ不透明ですが、若干、増える傾向にあると認識しています。

品川委員

これは学校給食費も同じやと思うんですよね。そういうことが今後ないように、まあ来年の決算を楽しみにしていますので、よろしく願いしたいと思います。

【款 14 使用料及び手数料】一括

小山委員

ハートプラザ御園の使用料のことでお尋ねします。

いせトピアの使用料に比べて高いのではないかと、利用者の声を聞きます。

また、いせトピアには団体登録制度があり、登録している団体は半額になると聞いていますが、もともとベースに差があるところへまた半額になると、ますます差が開くわけなんですけど、同じ市の施設でありながら、どうしてこのような差があるのかお聞きします。

杉坂生活支援課長

いせトピアとの使用料の差についてですが、17年の合併時に、それぞれ使用料について協議されていますが、サービスの低下を招かないというところで、それぞれそのまま現状どおり据え置きということで料金が設定されています。

小山委員

じゃあ、今後、使用料が同程度になるとか、そういう是正は考えていないんでしょうか。

山本健康福祉部長

ハートプラザの利用料の見直しについてですが、現在、指定管理者に委託しておりますが、今後の利用料の問題について、いつからどのようにというところまで申し上げられませんが、指定管理者と、また市の内部においても検討したいと考えています。

小山委員

委員長にお尋ねしますが、予約に関することなんですけど、ここでいいんでしょうか、それとも歳出のほうがよろしいでしょうか。

〔「やってください。」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございます。じゃあ、予約の受け付けのことなんですけど、いせトピアとか観文なんかは1年前から受け付けていますが、ここは聞くところによると3カ月か4カ月前じゃないと受け付けてくれないということなんですけど、大きなイベントなどをしようとするときに、3カ月前まで使えるか、使えないか分からないようじゃ、スケジュールが組めないわけなんですけど、こういうのって貸館業務をするからには、もっと早くすべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

生活支援課長

現在、ハートプラザ御園の条例の施行規則の中で、平日と土曜、日曜及び祝日の申し込みの内容が定められていますが、いせトピアについては1年前というのが多目的ホールがありますが、ハートプラザについては多目的ホールは4カ月前から使用目的の30日前までの申し込みということですが、この4月から指定管理というところで社会福祉協議会に委託して、その部分については平日と土曜、日曜、祝日において10日前までにという受け付けの方式に試行的に実施している状況です。

小山委員

10日前までにということは、1年前でも受け付けてくれると理解していいのでしょうか。

生活支援課長

基本的には4カ月前から10日前までということで、1年前というのは今のところ、規則の定めが4カ月前から10日前ということですので、1年前はちょっと取扱いをしていない状況です。

小山委員

そうすると、ちょっと使いづらいというか、ちょっと困っている団体もあるんですが、見直しの考えはありませんか。

生活支援課長

この4月から社会福祉協議会に指定管理をお願いしている状況ですので、協議をして、その部分、なるべくその方向で協議をしていきたいと考えています。

世古口委員長

他にありませんか・・・山根委員。

山根委員

住宅使用料についてお尋ねします。

不納欠損ですが、昨年の答弁で、22年度以降の不納欠損の見込みとして約200万と。今回、230何万出ているわけですが、また27年度まで連続して不納欠損が600万くらい出るとの答弁を去年されたわけです。

その中で、「誠意の見られない滞納者に対しては連帯保証人に連絡して指導してもらい、それでも支払わない場合は、場合によって連帯保証人から使用料を支払ってもらうという形を考えている」とのことでした。今回、このような形で保証人から支払われたことがあったのか、どういう形で進められたのか、その点を教えてください。

奥山建築住宅課副参事

昨年度、今後の不納欠損額について、23年から27年の5年間で360万円を見込んでいます。また、不納欠損対象者の中で、連帯保証人等から支払われているかということですが、これについては連帯保証人とも何度も折衝していますが、連帯保証人も無資力の状態で、今回4件の不納欠損をしたんですが、連帯保証人からの支払いはありません。

山根委員

今回4件の不納欠損ということですが。前回の答弁の中で連帯保証人からとるんやということだったんですが、27年度まで不納欠損が増えるということは、根本的にこの3年間は解決せえへんのかなと思うわけです。

当局がいろいろと滞納の回収のやり方を考えておられるのはよく分かりますが、このままで放っというていいのか、何か新たな手立ての考えがあれば教えてください。

建築住宅課副参事

27年までの5年間で360万円を見込んでいますが、この数字については現在の数字でして、定期的に現地調査とか住民基本台帳の実態調査をしており、所在が判明すればそっちへ訪問して納付指導をするように考えています。

今後の見込みの分についても、現在本人が所在不明、また連帯保証人も無資力や行方不明、死亡というケースの見込みですので、できる限り本人・債務者の所在確認を実態調査でしていきたいと考えています。

山根委員

私は回収のやり方ということについて新たな手立てはないかという質問をしたつもりなんですけど、今、市営住宅が指定管理者制度導入とかいろんな話が委員会でも出とるわけなんですけど、指定管理者にしてもらう中で、メリット・デメリットいろんなことがあると思います。

市営住宅は伊勢市の財産、公平・公正な形でしていただきたい、このままの見込みで進めてもらうと、もしこれが指定管理にわたるんかどうかであったとしても、やっぱり課題と問題を残した中で次に引き継がれるとに、もし指定管理になるんならそういう形になるんかなと思いますので、そのへんの整理の仕方について、どういう形で進めるんか考え方があれば教えてください。

中上建築住宅課長

指定管理ですが、24年の10月から導入を図っていきたくと思います。これについては、この9月の議会で条例改正を認めていただいてからということですが、こちらとしてはそのような予定で進めているところです。

滞納整理については、10月以降 まあそれ以前もですが、移行するまでに課内で十分に協議をして、滞納を少しでも少なくした中で指定管理者に事業を移行したいと思っています。

それと、指定管理導入後についても、建築住宅課と指定管理者と共同して、少しでも滞納が少なくなるように協力しながら努力していきたいと思います。

〔「ありがとうございます。」と呼ぶ者あり〕

【款 15 国庫支出金】一括

長田委員

この中で、地域再生基盤強化交付金の廃止についてお聞きします。

ちょうど1年前、議会でこの交付金の廃止に対して遺憾の意を表する決議というのをしまして、三重県市議会議長会を通じて是正を促したということがありました。

これは、伊勢市においては特に社会基盤整備ということで公共下水道の整備ということで、5年間いただけることになっておりました。これについては、鈴木市長も去年の今ごろ市長会を通じて働きかけもされて、その結果、代替財源とかの手立てができるようになる見通しがあるとかお聞きもしました。

これについて、その後の経過をお聞きしたいと思います。

森井情報戦略局長

詳細については分かりかねる部分もありますが、昨年度来、市長をはじめ議員の皆さんにもさまざまな取り組みや決議をいただきながら、取り組んできました。

今回の一般会計の中で審査いただいている部分については、特にこの部分については下水道関係というか汚水処理の関係の補助金が多いですので、その中で大きいのは下水道の関係です。

ですので、下水道の企業会計のところでは大きな話になってこようかと思います。

で、今回については、衛生費の中の汚水処理施設整備交付金が当たるかと思いますので、その部分について担当から答弁をいたします。

高谷都市整備部次長

私からは22年度に行った地域活力基盤創造交付金の内容について説明します。

これは主に道路整備事業に使いました。市内の各道路整備、件名で言いますと浦口辻久留1号線、西36号線、神路線等の道路整備に使いました。

今年度も引き続き整備をしている状況です。

長田委員

道路整備に使われたということですが、22年度についてはそういう形で手立てができたということですが、今後の見通しとして段々、まあ政府の行政レビューで引っかけたということで、なくなる傾向にあるわけですか。

都市整備部次長

都市整備部で対応している地域活力基盤創造交付金ですが、引き続き継続事業で行っていますので、当初の計画どおり事業を推進していく予定です。

本多上下水道部長

企業会計の立場で、地域再生基盤強化交付金 内閣府の件ですが、いろいろご心配をいただいた中で、市長をはじめいろいろと折衝した結果として、本年の4月1日の内示においても満額配分をいただいております。

山村環境生活部参事

交付金の関係で、環境課としても合併浄化槽に関する補助をいただいております。

で、これについては廃止という動きを受けて、前倒しで要求して満額をいただいたんですが、その後復活したということで、5年間の中でそれを調整されていくということです。

【款 16 県支出金】一括 発言なし

【款 17 財産収入】一括

山根委員

85 ページに有価証券の配当金7万2千円が上がっていますが、これは株式会社アイティービーさんの株主配当ですか。

須崎広報広聴課長

仰せのとおりです。

山根委員

それでは、これについて、8月24日の中日新聞に掲載されて、アイティービーにおける横領問題というのが出てきたわけです。で、9月5日に総務政策委員協議会における報告の中で、アイティービーの不適切な会計処理などに関し、まあそれに関連した中でもう一度確認したいんですが、この問題は役員個人が会社の金を私的に流用した件、いわゆる横領という件か、また同じ人物が関係して粉飾まがいの不適切な会計処理をしたということだと思しますので、これを二つに分けて考えるべきかなと思いますが、どのように整理しているのか、考え方を持っていれば教えてください。

広報広聴課長

仰せのとおり、この問題に関しては24日の中日新聞に出ている横領の件と同一人物が関わっ

ておるといふ役員の中で、そういった関連はあるんですが、その人物と役員で粉飾まがいの不適切な会計処理をやったということは、市としても別のものとして判断しています。

山根委員

新聞の中でも大きく掲載されたんですが、その個人が横領した件はさておき、粉飾まがいの不適切な会計処理を行った結果ということですので、伊勢市に配当金やった金額 22 年度においては7万2千円ですが、総務政策委員協議会で報告された中で18年当時から5年間、不適切な配当金をいただいとるわけですので、その5年間の内訳を聞かせてください。

広報広聴課長

18年度から22年度まで不適切に支払われた配当金があります。その総額は2億600万円で、そのうち伊勢市へ配当のあった金額は、平成18年度が21万6千円、19年度が5万6千円、20年度が5万6千円、21年度が5万6千円、22年度が7万2千円で、合計45万6千円です。

山根委員

全体で2億600万と。莫大な配当金になっとるわけで、市としては額的には少ないかなとは思いますが、この配当金、伊勢市においてこのまま受け取っていくかどうするか、考え方を、新聞にコメントは載っていましたが、法的な根拠を調査してということの市長の発言が新聞に載っていますが、考え方を教えてください。

広報広聴課長

不適切な配当金の返還の件ですが、これは返還義務に関してですが、会社法の第462条に定めがありまして、不適切な株主配当金を受け取った者、またその行為を行った者、双方に連帯の責任があるとなっています。

総務の委員協議会でも申し上げたんですが、現在のところアイティービーの方針として、民事訴訟手続きに基づき、不適切な会計処理に関わった役員に対し損害賠償請求を行い返還手続きをとりたいと。で、一般株主、また伊勢市に対しても返還請求は行わず、市民にも迷惑のかからないようにしたいということを聞いています。

よって、今のところ返還する予定はありません。

山根委員

相手さんが一方的なことで、伊勢市としても返還する考えは今はないというようなことですが、これ違法な処理ということですね、不適切な処理を行ったことで生じた配当金を伊勢市として受け取るとはいかながなものかなと思うんですが、本当にそういう形で、今の状態の中で請求がなかったら返さへんというような考え方なのか、聞かせてください。

広報広聴課長

確かに仰せのとおり会社法の定めにおいても、不適切な株主配当金を受け取った場合、返還の義務があるとうたわれています。しかし、アイティービーと現在つめている中で、アイティービーとしては市民や市に迷惑をかけたくないという方針で、現在、責任ある役員に返還請求を行っていると聞いています。

まあこの件に関しては、今の段階では全容が解明されていないということもありますので、アイティービーから結論等の報告をいただいてから、不適切な配当金ということで返還の部分がありましたら、また補正予算で対応することとなるかと思いますが、今のところはご理解いただくとよいと思います。

山根委員

答弁はいただきましたが、会社法がある中で、ちょっと僕の認識が違うか分からんけど、会社法の第462条というのがどういうのか分かっているか、お尋ねします。

広報広聴課長

これは株主配当によって金銭等の交付を受けた者、また当該行為に関する職務を行った者という定めがありまして、そちらが不適切な処理を行った場合に、連帯して当該金銭の交付を受けた者は返還をする義務があるとうたわれています。よって、いただいた者も本来、返すべきであるという判断やと思います。

山根委員

今、説明のあった会社法462条の定めを聞くと、やっぱり連帯として受け取ったほうにも返還の義務があるということです。そうなれば、私としても、伊勢市として配当金を返還すべきやと考えますが、市長はどうお考えですか。

鈴木市長

今回の案件に関しては、全貌を調査中ということですので、その点に配慮しながら必要に応じ対処していければと考えています。

【款18 寄附金】一括

西山委員

伊勢市ふるさと応援寄附金について、成果表を見ますと52件1,600万ほど、あたたかい寄付をいただいた実績が紹介されています。歳入ですので、あまり深くいくと説教されるかわかりませんが、実はこういう寄附金をいただいたときに、何に使ってほしいというのも成果表に記載されているわけですね。紹介しますと、中には輝く観光都市を目指した交流づくりと、かなりアバ

ウトというか大きな項目になっている、それをどうするかというのは明確にしにくいと思うんですが、具体的に用途を指定したい方がみえて、具体的に伊勢市としてこの寄付金を使ってどのような事業を22年度で企画されたか、そのへん分かれば教えてください。

大西行政経営課長

伊勢市のふるさと応援寄付金の用途についてご指定いただくこともできます。これについては、当年度の事業として伊勢市が考えているものに充てておりますので、寄付をいただいたことで新たに事業を起こすということではなく、現存の事業に充当しているという状況です。

西山委員

いただいたお金は、それぞれの事業の中へ生かしていくということで理解していいですか。

行政経営課長

いただいた寄付については、その事業の財源に充てて、事業の充実につながっているものと考えています。

西山委員

それぞれの金額がどこへどうってというのは、なかなか難しいと思いますが、やっぱりこういった伊勢市のことを思って寄付していただいた方が、用途 た例えば事例を挙げていただくと質疑がしやすいので、この事業に使いましたよというところを明らかにしたほうがいいように思うんですが、そのへんの事例を少し挙げていただきたいと思います。

行政経営課長

いただいた寄付については、出納閉鎖後ですが、前年度にどの事業に充てたかということについて、寄付をいただいた方々に通知をしています。

いただいた寄付については、メニューに沿っていくつかの事業に充てております。たとえば学校図書の実用ということにいただいた場合に、その事業費に充てた例もありますし、観光面ということになりますと、観光情報発信事業などにも充てておるとことです。

西山委員

まあ、事例を挙げていただいたんですが、多分まだほかにもあると思っておりますが、今、言われたように、寄付をいただいた方に、たとえば金額の多寡は別にして、こういう事業に生かしましたという報告をしたということですが、そのことについてお聞きしたいんですが。

行政経営課長

前年度ですと今年度の8月に、寄付をいただいた方 ふるさと納税という対象の方になります

が、個人で寄付をいただいた方には通知をしています。あと、5メニューあります、それから指定なし、その他とありますが、その他という事業で12事業にも充てており、多数の事業に充てたところです。

西山委員

一方、こういったふるさと寄付金をいただいたということは、広報でも宣伝されているんですが、市としてこのことをどう活用したかという市民への周知というのかPRというのか、そういうものやってくるほうが今後のために、やはりこういう制度があって、伊勢市在住以外の方からいろんな寄付をいただいたということを宣伝していく、もちろん東京へ行ってやるのも結構ですけど、そういうことを市民に大きく宣伝していくということも必要かなと思いますので、そのへんの考え方を教えてください。

行政経営課長

寄付の結果については、現在メニューに対して何件、いくらという形で各年度、ホームページで公表していますが、どのような事業に使ったかということも今後、公表することを検討したいと思います。

世古口委員長

他に・・・長田委員。

長田委員

私もふるさと応援寄付金について質問します。

まず1点目は、21年度については件数は67件で699万円だったのが、22年度は52件で1千600万ということで、額だけを見ると、もう1千万増えて、すごく成果があったようなんですが、件数については逆に減っているということで、そのへんをどのように評価されているのかお聞きします。

行政経営課長

21年度と22年度を比較しますと、そのような結果になりますが、22年度については、個人で大口の方がありまして額的には増えたという状況です。

長田委員

これはなかなか、歳入で汗をかいて知恵を出せば増える、という要素はなかなかないんですが、この部分については本当に知恵を出すことによって、まあいくらでもというわけじゃないですが増やすことができる要素ということで、市長もいろんな機会に宣伝もされアピールもされて、収入を増やすために努力されていることは聞いています。大変、評価しています。

その中で、今回クレジットカード決済による、まあそういう支払う側から払いやすいような制度を取り入れたとか、あるいは特産品のPRをして、まあ5千円は負担が要るわけですが、それに対する見返りとして特産品が来るというインセンティブもつけたということで、そういう部分は大変、払う側からすると琴線に響く部分があると思うんですが、そのこのところのやった感触というか、そのへんをお聞きしたいと思います。

行政経営課長

昨年12月からふるさと応援寄付金の制度についてはクレジット納付、それから特産品のPRということを導入したところです。

クレジットの導入で、どのような変化があったかということですが、昨年12月から4カ月の状況ですが、7件の利用がありました。その方々が、東京であったり愛知、大阪、遠くは北海道であったり、県外の都道府県の方が遠方からいただいたという状況です。

それから特産品については、伊勢の特産品をPRするというのも踏まえて、市外の方で1万円以上いただいた方には連絡をして特産品の申し込みをやっているという状況をつくっています。

特産品の申し込みをいただくときに、各寄付者からメッセージをいただいております、伊勢に対する、出身者だったら思いが今も持っておられたら、また伊勢を訪れたときの感想であったり、そのようなことを言葉でいただいているという状況です。

長田委員

もう1点お聞きします。

今回、「3.11」ということで大震災がありました。そのとき、市民が義援金という形で東北の力になればという中で、新聞あるいはテレビでふるさと納税ということで、応援寄付金を使うことで被災した自治体に対して応援することができるというような特集みたいなものもやっていました。

確かに、義援金という形でやる方法もありますし、こういう市民税を振り替えるという形のふるさと応援寄付金を使っていくということも、非常に効果があると思います。

これはもうそのへんで、なかなか大きくそれで振れるということはないとは思いますが、その特集とかを見ていたときに、市民の動向としてはそういう部分に市税を移管するような、そういうふるさと応援寄付金を逆に使うようなケースも出てくるんじゃないかと思ったんですが、そういう動きというのはあるのでしょうか。

行政経営課長

伊勢市の例ではありませんが、東北地方に窓口という形で考えられる自治体もホームページ上では見えますが、伊勢市としては直接、被災自治体に寄付いただく等もありますので、ふるさと応援寄付金の中ではそのメニューは現在ありません。

長田委員

ということは、まあ本当に今の話は入りの部分であるけれども、今後被災地に対する支援ということで、本来伊勢市に入ってくる市税が、そういう形で被災地に贈られるケースもあるかも分からないということと理解しました。

今後とも本当に、まあ市長はこれについては大変いろんな機会を通じてアピールされているということで、今後とも増えるように努力いただきたいと思います。

世古口委員長

他にありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

款 18 終わります。昼食のため 13 時まで休憩します。

(休憩 午後 0 時 0 2 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

世古口委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査を続けます。

【款 19 繰入金】一括 発言なし

【款 20 繰越金】一括 発言なし

【款 21 諸収入】一括

山根委員

91 ページの広報広告収入についてお聞きします。

これ、市長が昨年、トップセールスして広告掲載ということであったんですが、昨年の 159 万 5 千円、まあ今年も増えとるわけで、広告収入がかなり増えています。

この 215 万 5 千円に増えた要素、内容を内訳も込んで教えてください。

広報広聴課長

昨年の広告収入ですが、内訳として広報紙が 77 件で 122 万円、ホームページのバナー広告が 81 件で 93 万 5 千円となっています。

主に、昨年より増えているのがホームページのバナー広告、市長がトップセールスを行った後、追従する形で私ども職員でも企業に対してセールスを行った結果だと判断しています。

山根委員

市長のトップセールス、まあ去年も言われていましたが、21年度と比較してどのような結果か、まあ成果というのを、まあこの50何万増えとるわけですが、成果のあたり、どうやって考えてますか。

広報広聴課長

まず、広報紙に関しては22年度はさほど変わっていません。ただし、ホームページは去年43万5千円でしたのが93万5千円ということで約2倍となっています。

こちらに関しては、積極的な企業への広告を行った、それと広報紙に関しても今年度から基準を変えていますので、それに対する取り組みとして同じく企業に対してお願いしたら、広報に関しても21年度よりはアップとなっています。全体で35%アップすることができました。

山根委員

全体で35%アップということで、広報についてもいろんな形があるとのことでしたが、参考までに23年度の広告収入の予想ができるわけですが、広告が多すぎるやないかという多少の苦情がある中でも、私は財産収入に当たるんかと思うんで、今後の予想と見通し、現状の状態と、そのへんだけ分かっていたら、教えてください。

広報広聴課長

23年度の見通しということですが、今年度から広報紙においては毎月2回発行、21年度までは15日号に関しては広告をとっていませんでした。15日号に関しては2色刷りとして広告をとっています。よって、10月1日号までで120万円ほど収入しており、22年度の年間収入に達している現状にあります。

今年度の見通しとしては、まずバナー広告も含めて300万以上には達する見込みです。なお、バナー広告についても現在、ホームページ12枠すべてが埋まっており、待っておられる企業もあるような形となっています。

山根委員

ホームページはバナー広告、待ってもろとるという状態で、かなり伊勢市のホームページが人気あるんかなということ。バナー広告、ホームページに関しては43万から93万と倍増になっています。この調子で、今後も広告収入の確保ということは財源確保になると思うので、そのあたり市長のトップセールス、今後もよろしくお願いします。

世古口委員長

他にありませんか・・・品川委員。

品川委員

農林水産事業費収入で 101 ページの蘇民のところをちょっと聞きたいと思います。

前回と比べて 500 万くらいの収入減になっています。蘇民の駅ですか、蘇民としてはものによっては 15% から 17% くらい売り上げから市に収入することになったんですが、逆算すると 2 千万から 3 千万近い収入減になっているのかなというので、非常に数字だけを見ると心配しています。

二見の観光としては非常に大事な拠点だと思っているので、何か理由があるんでしたら教えてください。

藤本農林水産課副参事

市への歳入については、市からの指定管理料に蘇民での販売収入を上乗せした額から蘇民の販売にかかった経費を差し引いた差を、市へいただいているわけなんです。21 年度、22 年度の売り上げに関しては、それほど差はありません。1%、2% 程度の差でした。

ですから、売り上げは変わらないんですが、経費が変わりまして、市へ戻していただく金額が減りました。その経費については、人件費、機器の更新料などです。

特に人件費については、平成 21 年度と比較して、21 年度には駅長がいなかった関係で 22 年度新たに雇われたということで、その分が大きいかなと思っています。

【款 22 市債】一括

長田委員

目 7 の臨時財政対策債についてお聞きします。

基本的なことをお聞きしますが、臨時財政対策債については地方交付税、本来は国から来るはずなんです。それがなかなか交付税が不足して、払いきれないと。で、その残りの分をたとえば伊勢が市債 市の借金として賄うと。ただし、伊勢が市債として賄った臨時財政対策債については、すべて国が後ほど交付税措置で 100% 返ってくるという制度だと理解していますが、これに今回、伊勢市は 32 億円ほど借り入れをしました。で、この限度額の計算の仕方というのは結構ややこしいんですが、伊勢市の 22 年度の限度額というのはいくらだったんでしょうか。

鳥堂行政経営課副参事

32 億 550 万円というのが発行可能額ということで、交付税算定の中で示された数字です。

長田委員

ということは、50 万を残してほかはすべて満額に近い形で借りられたということで理解しました。

それでは、限度額の計算の仕方が平成 22 年に多少、方法が変わったということを知っていますか。

すが、その前は人口基礎方式というパターンで計算されていたけれども、22年度以降は合わせて財源不足額基礎方式も取り入れられるようになったということですが、伊勢の場合も新しい方式で計算されたのがこの額ということでしょうか。

行政経営課副参事

そのようにご理解いただいて結構です。

長田委員

そうすると、交付税の計算の仕方としては、例の基準財政需要額というのがありますよね？まあ、そこから基準財政収入額ですか、引き算した差額が財政的に手当てされるということになるわけですが、基準財政需要額という計算の高さのところが、借りれる限度額 まあ満額ですね、を引き算したものを新たな基準財政需要額として扱うものなのか、それとも基準財政需要額というのがそもそもしっかりあって、引き算したものは引き算したもので交付税の計算のときに使われるのか、その基準財政需要額の位置づけとしてはこの制度の中でどの部分を指しているのか教えてください。

行政経営課副参事

今の質問に関してですが、基本的には財政需要として基本10万人を単位として考えるんですが、その市を運営していくに当たって、こんだけのものが必要になるであろうという数字がまず見積もられます。これは変わりません。で、それに対して通常に収入を行えばということでの標準財政・・・すみません、収入額も一般的な収入をとればここまではとれるでしょう、その差額分が対象になるわけなんです、その部分を振り替えるという形で臨時財政対策債で手当てするという形をとりますので、今言われた需要額のところでの変更はありませんので、あくまでも必要な要り価としてはどんだけ要りますかということでの計算がされることになります。

長田委員

まあ、といいますのは、財政力指数の計算の部分ですので、その分母にのってくるわけで、その部分は臨時財政対策債があるかないかには関係はしないということでしょうか。

行政経営課副参事

そのような考え方で結構です。

長田委員

分かりました。で、この制度の私には感覚的に分かりにくい部分としては、本来は国が国債を発行して手立てせないかん部分は、これは地方税ということで、伊勢市の借金のほうに回ってきているということで、見かけは国債発行額を抑制できるというので、国の政策としては恩恵は

あると思うんですが、逆に地方債の中で占める臨時財政特例債の割合が増えてきて、見かけ以上の地方債の額が増えてくるという危惧もあると思うんです。

ですから、これは本当にまさに当初 10 年くらい前に始まったときは、まあ 1 年ポッキリの話もあったかと思うんですが、その後 3 年で見直しをやりながら、とうとうここまで来てしまったということなんです、今、国でいろいろ地域主権戦略大綱とか議論されとる中で、今後、このねじられたような財政政策について見直しが行われつつあるのかどうか、教えてください。

情報戦略局長

臨時財政対策債に関して今後どのようになっていくかという個別のところまでは、私もまだ聞き及んでいません。

全体的な地方交付税制度の中で、今後その大枠としてどういう形での地方の財源不足というか地方の財政需要を見ていくかということの考え方は大きく見直しされていくことはあろうかと思っています。

ご指摘のとおり、臨時財政対策債については平成 13 年度、これまでは交付税特別会計で交付税で手当てをすべき地方の財源不足というのを借り入れして、その 2 分の 1 ずつを国と地方が折半して負担していく、それも交付税の中で整理していくという制度やったわけですが、これを 2 分の 1、地方の財源不足を 2 分の 1 は国で面倒見るけど 2 分の 1 は地方が自分とこで借金して、その痛みを分かってくれということ、まあ財政規律を持たすという意味から出てきておる部分ですので、まあ金額がちょっと大きくなってきている部分もありますが、慎重に対応していきたいと考えています。

世古口委員長

他にありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

款 22 市債を終わります。参与の交代のため暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 15 分)

(再開 午後 1 時 17 分)

世古口委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出の審査をお願いします。

【款 1 議会費】 発言なし

【款 2 総務費】 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費

山根委員

工事検査業務についてお聞きします。

成果表の 105 ページを見ますと、ある程度工事検査を 640 何件されたことはよく分かります。

22 年度にこのように数多く 643 件の検査を行ったという内容が書かれています。300 万以上の工事については完成後、伊勢市公共工事検査基準に定められた採点基準に基づき評点を通知されましたということですが、この検査基準に評点ということは分かるんですが、65 点未満の工事というのが実際にあったのかなかったのか、検査基準の中でどういう判断をしたのか、ちょっと点数が低かったのは何件くらいあったのか、お聞きします。

藤井検査担当参事

22 年度は 65 点以下は 1 件です。

山根委員

65 点以下は 1 件ということです。このようなことを聞いたのは、工事成績というのはホームページで公表されていますが、23 年度から入札の新制度が適用された中で、65 点未満の工事については指名停止の措置ということがホームページに記載されていますので、逆に点数が低かった業者は少なかったんですが、85 点とか 90 点とか優良な工事をした業者については、どのような形で優遇されるのか、そのあたりまだ整理ができとるかどうかわかりませんが、考えがあればそのへんもお聞きしたいと思います。

検査担当参事

ちなみに 85 点以上が 33 件、90 点以上が 12 件ありました。ただ、今 65 点以下については指名停止というペナルティを実施しようと思っています。

それに対して、優良工事については先進地の松阪や津市も表彰制度等を考えているとのことです。私どもも 24 年度に向けて担当部署とともに優良工事についての何かの施策を考えたいと思います。

山根委員

今年、こういう形で掲載されたわけですが、24 年度に向けてということでした。

隣の松阪市さんでは、優良工事の業者だけの入札参加とか特別な形でされとるわけなんです。伊勢市においても、やはり優良な工事業者に対して、そういうことも考えながらいち早く取り入れるようお願いします。

世古口委員長

他に・・・品川委員。

品川委員

私は、地域自治推進事業のふるさと未来づくりのことをお聞きします。

25年までに全部するという決意でやられておられると思うんですが、どんな具合なんか進捗状況をお聞きしたいと思います。

中村市民交流課長

現在、3つのモデル地区 厚生、小俣、沼木の方々が活動されています。あと、ほかの24地区は準備会が立ち上がっているところもありますし、自治会長を中心にいろんな面で会議を、市の24地区に75名の地区担当職員と市民交流課職員で回っておりまして、何とか25年4月1日には皆さんそろってこの制度を活用できるように、地区を回っています。

品川委員

75名の地区担当職員が入っておられて、それでもうできるというようなことで理解していいんでしょうね、今の話ですと。

市民交流課長

はい。25年4月1日にお願いしますという話はしていますが、やはり地区それぞれの事情があり、なかなかリーダーを探せないところや、いろいろなことでその地区ごとの問題が起きています。今の時点では25年4月1日にお願いしますという話をしていますので、またもう少し日が経てば、こちらのほうでも検討しとるんですが、なかなか25年4月1日にすべての方がよいドンというところに行くように努力はしとるんですが、なかなかそこまでは至っていないのが現状です。

品川委員

25年4月1日によーいドンというような思いであるとのことですが、たとえば今、モデル地区がありますよね、3つあると思うんですが、4つ目、5つ目というのは、もうやられないで、今からでも立ち上げたいというところはモデル地区にはならず25年4月1日によーいドンして下さいというように理解していいでしょうか。

市民交流課長

現在はモデル地区から、モデル地区は去年で終了しており、モデル地区以降、そのままの状態で活動されております。

これ、来年度以降、今年もそうなんですが、手を挙げていただき、準備ができるよというところがありましたら、そのままモデル地区のまま、モデル地区のような同じ形式のまま、25年4月1日まで向かっていただけるところもあるようなところもあります。

品川委員

24 地区というと、1 地区当たり 400 万出とるとすれば 9 千 600 万の財源が必要なんです、その点はどう考えていますか。

市民交流課長

23 年度なんです、今、10 地区の予算を盛っています。10 地区の方々が手を挙げていただくと予算全部ということになります、なかなか今は、そういう状態で 25 年 4 月 1 日までにその 10 地区がいくというの、ちょっと危ない状態ではあるんですが。

品川委員

まあ、あんまりこれ以上言うても（苦笑） 答えがかわいそうなんです。

たとえば、今やとるモデル地区というのは、今後、自分とこでやってく政策の財源のことがありますよね。それで、今、地区担がなくなって地区連絡員が今度廃止にという話は自治会でやられとるそうなんです、私もまだそこまでは聞いてないんですが、そのお金を何とか財源に充てられないかと考えておられるみたいなんです、そこらへん、どんなんでしょうか。

結局、その地区でまた割振りをしたら、同じになってしまうんで、なかなか財源としては見出しえないかなと僕は思っておるんですが、そこらへんの考え たとえば大湊地区がやると、大湊地区は一区です、そのところに同じだけの金額が入っても何にも意味をなさんわけですよ。そこらへんの今後の考え方があれば、教えてください。

市民交流課長

今、地区連絡員は各地区に委嘱しています。で、その方々の配る金額というのは今、みらい会議で示している金額で一番大きい金額なんです。

で、8 事業の地区一括みらい交付金ということで示しているんですが、その一括の中で一番大きいのが地区連絡員です。その地区連絡員をまちづくりの中で考えていただき、配付方法とかもいろいろ検討いただき、そこを金額を節約していただくと、そちらのいろいろな各地区の問題のほうに資金を回していただけるかということで、各地区に提案をしている状態なんです。

品川委員

たとえば、大湊地区やったら、一つの区で一つのもんができるということになるんですが、それでしたら、その連絡員の入っておる一世帯当たり 1,800 円やったかな、足すことの均等割で 4 万円か、それが削減されるということなんです。それとも、そのままってということは、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、そこらへんはどう考えておられるのかな。

たとえば、厚生学区なら厚生学区でいくつもの団体が入った中で、こんだけのお金を出しますから、中でそれを上手に使って、余ったお金を見い出してもらって、そこで政策に使ってくださいというのは分かるんですよ。そやけど、たとえば一つのところで一つのこういうみらいづくり

をするとすれば、要っとるお金は、そこになってということになるのかな。

僕はなかなか難しいのかなと思うんですが、今後の財源がこうやって見い出さんということ、ちゃんと自分たちで描いておらんと、一つ出すごとに頭を叩かれて、一つ出すごとに頭を叩かれるということになると思うんで、そこらへんはちょっと上手に出していただきたい部分もありますし、それと本当に今、入っておる、あなたが答弁された地区に入っておる職員さんが、もうみんな、これでできるよという思いがあるのかなと、僕はそこらへんが心配なんです。

よその地区へ行って、みらい会議の話をして、なかなかできるよという話は地区でももらえないということもあるやに聞いておるんですがね。それは、市のほうだけができる、できると言うだけで各地域に言うたら、「そんなもんは、なあ」というところもあるんじゃないかなと僕は思っておるんです。そういう話を聞いとるから、今ここで言うておるんで。

あなたの話では、4月1日にできんこともあるかも分からんけど、ほとんどいけますよという話は、ちょっと僕はあんまりグッと飲み込めへんところがあるんですけど、そこらへん、ちょっとはっきり話してもらわんと、開いたとたんに、25年4月1日を越えたときに、できなかったとき、そうすると、今までお宅らが考えとる補助金の話についても、もう一回バラける話になってしまうやないですか。

今やっとなところは、そのままいくし、ひょっとしたら、せっかくモデル地区になったところも補助金やめて解散ということも考えられるもんで、そこらへんだけちょっとはっきりと市民にも、やるならやる、確実にするんやというようなことを、はっきりと表明していただかんと、よその町会で聞いても、うち、職員さん来てもらうけどっていうんで、どうやって聞いたら、「うーん」という声が多いということを知っていますんで、ぜひとも大きな声で言っていただきたいと思います。

白木環境生活部長

24年度末までの立ち上げに関する可能性についてですが、地区みらい会議については、やはり地域住民の皆さんに十分に理解いただくということが最重要課題と考えています。そして、地区担当職員等の意識の統一についても必要かと考えています。

導入については、いろいろ前向きな地域もあります。そしてまあ、どうかというところ、様子見的なところも確かにあります。そういった部分、これから地域の疑問にお答えして、残された時間は少ないですが、大変厳しい状況になりますが、これから地域の方々と話し合いを大切にしながら、市民と行政の双方が十分に役割を理解しながら共同して設立に向けて努力を重ねていきたいと考えています。

品川委員

最後にもう一度お聞きします。これはよく市民に聞かれることなんですが、ふるさと未来会議は、まあ言うたら一つの小さな自治区を大きくしますよね、地域で。そうすると、今特に防災とかそういう問題で隣近所、両隣というように小さく小さく、細かく細かくまちづくりをしてかな

いかんような話があって、非常に逆行しとるんと違うかなという話を聞くんですね。

これから自助の部分、共助の部分が非常に大事になってくるときに、大きな括りでやってしまうと、それこそボケてしまうのではないかという質問をされることが多いんです。

で、それに対して私もこまごまと話はするんですが、なかなか理解をしていただけない部分もあります。たとえば、厚生未来で避難訓練をしますと、八日市場の方は八日市場に逃げないかん、踏切からこっちのときは厚生小学校へ逃げないかん、こちらでやると厚生中学校に逃げないかん、というような話があります。そんなとこを一括りでやってしまうと、何かせっかく一つのことをやるんやけど、集合場所がみんなバラバラになって、何で私とこは厚中へ避難せないかんのに、小学校へ避難せないかんのやと。そやで、体制づくりと、それからやり方ということを指導するということには非常にええと思うんですが、今後もし災害があったときに、そこぞ地域でやらないかんよなということとは、細分化されたところが頑張らないかんというところで、これは逆行しとるんと違うんかなと言われて、僕も「うーん」と思うところがあるんですけど、地域のあり方としては僕はふるさと未来会議はいいと思うんですが、そこらへんの部分まで話をさせていただくと、何か分かりやすくなるんかなと思っているので、そこらへんの考えがあったら教えてください。

市民交流課長

そういう話を、こちらもお聞きします。小学校区、避難所は2つも3つも分かれているところをまず把握していただき、大きな小学校区単位で考えていただき、またそれを地元で小さな隣同士の助け合いというところで確認していただくということをお願いはしているんです。

品川委員

まあ、僕の思うような答えじゃないんですが……。

たとえば、それでしたら自治会の会長さんらがみんな集まって、みらい会議をつくるのか、その地元の有志がみらい会議をつくるのか、どっちなんですか。

市民交流課長

みらい会議のメンバーは、そこに住んでいるすべての方です。また、どこの地区もそうなんですけど、自治会の方々を中心となってほかの団体を誘われたりということで、ほとんどの地区は自治会長、自治区が主体となって動いておられるのが現状です。

品川委員

アレやったら、また細かい話を聞きにいきますけど、最初の入口論のところでは、たとえば自治会に入っていない方でも本当に地区のことを考えて、たとえば町会に入っていない方でも、町会みたいなもんは入りたくないんやけど俺は地域のことについては非常に關心あるんやというような方がおられる、いろいろな講習会でもこんな話は出ますよね。で、その人の扱いはどうなんやというてやってみると、やっぱり今のことを見ると自治会長さんが、まあ連合自治会ですよ、

まあ厚生なんかは連合自治会がありますで、そのまま移行したような形になつてと思うんですが、本当のところを言うと、私が思っておるんは、自分たちの地区のこと、自治会は自治会で地区のことを考えてますよね。そやけど学区が学区のことを考えてくる人というのはまた別において、逆にその人らが削除されへんのかなということも心配されるし、逆に入ってくると困るなということもあるんじゃないかなと思うんです。そこらへんが、今の職員さんが一生懸命ファシリテーター的に中へ入ってこういう話をしとる中で、やっぱり出てくるのかな、ただ、やって、こういうふるさと未来会議がこんなですよ、皆さん25年までにやってくださいよと。

それじゃ、どんなことをやったらええんやなと言われたときにはさ、今まで何回も聞いてるけど、職員の方も困っているような状況で、大体頭の中では理解できるんやけど、実際にこれをしなさいよというようなことが言えるか言えへんかということもあると思うんですよね。

地域によって上下差が非常に激しい中で、まず最初に地域の公園くらいは自分らで掃除しようというふうなことがあるのかな。それもまあ、今度は市から管理を渡すようになりましたが、その際もやらへんことやるところが出てきたり、もっと高いところというんは、非常に市の考え方に近いとこまで政策伸ばしておこかというて走っておるとこもあれば、まず自分とこは何をしたらええんやなということから始めるとこもある。

ある程度の基本的なベースがそこにあって、まずこれとこれとこれ、次その段階になったら、次は市がこんだけやとるもんですが、この財源をあんたとこへ渡すで、これでやってくださいと。市としても人件費も下がる、そういうとこも下がるで、それは町やみらい会議でやってもらったほうが非常に良くなるし、地域の和にもつながるということをちゃんと説明せんと、さあここまで来ました、今、多分モデル地区でやられとる方も一番頭を打っておるのは、さあこれからどうしようということやと思います。今、ええとこまで来とると僕も思いますよ。よう頑張ってもろてます。そやけど、さあその次は、財源あらへんし、自分らがもっと高いとこをやるうと思つたときに何も無い、何も示されてない、だから、そういうことははっきり説明したってもらえると、職員さんが入って逆にみらい会議と今後どうしてこかなという話をせんと、進んでかない。片や進んどるとこはそう、片や進んでないところは、それもいっしょのように、こういうことからやりましょかということをやってもらわんと、なかなかスタート切れへんのと違うかなと思っておりますが、まあ、答えは出えへんと思しますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

世古口委員長

他に・・・中村委員。

中村委員

ふるさと未来づくりについて、地域によって温度差がまだ大変あると理解しています。

ふるさと未来づくりに関連して、当時、地域福祉計画、地域福祉活動計画というものが平成21年10月に完成したわけです。この活動については、伊勢市と社会福祉協議会が連携を密にし

て取り組んでいくんだと、さらにはふるさと未来づくりとドッキングさせて進めていくんだということで、我々、総務委員会の中でもいろいろと議論した経過があるわけです。

このふるさと未来づくりについては、各自治会に入って説明をされておるわけですね。で、それと連絡を密にして地域福祉計画、地域福祉活動計画の内容を各自治会に説明されているのか、社協との連絡をどのような形でとって活動を進めておられるのか、まずお聞きします。

健康福祉部長

子ども伊勢市では、地域福祉計画を策定して、それぞれの地域に、まあ伊勢市の地域福祉をどのようにしていくかということを計画の中で定めたところです。同時に、地域福祉活動計画を社協でつくっていただき、まあ一つのものとして策定をしたところです。

現在、子どもとしては、計画の策定のための推進協議会的なものをつくって、本来はこれの進捗状況等を管理していくものを策定するという計画でしたが、そのことについては遅れておるのが現状です。

活動計画については社協のほうがそれぞれの地域において、平成23年9月からですが、各中学校区単位で地域福祉の集いというものを開催して、月に1カ所から2カ所程度ですが、この9月21日から始まりました。これで、地域で地域の福祉に関係する皆さん、またそういう福祉にいろいろな意見を持ってみえる市民に集まっていただき、伊勢市の地域福祉に関する考え等を社会福祉協議会として集約していくというように聞いています。

子ども市としても、そういうものを聞く中で、社協とまた連携して地域福祉計画の推進に努めていきたいと考えているところです。

中村委員

地域福祉の集いというものを社協が計画して、9月21日からスタートして、中学校区単位でされるということですが、この計画については、伊勢市も入られておるわけですか。社協と連絡を密にして、この活動をするんだということで当時は言われておるんですが、この計画に対しては市が入られていっしょに計画されたんかどうか、教えてください。

健康福祉部長

地域福祉の集いについては、事前に開催の計画等は市に話がありました。ただ、市の職員がこちらに事務局としていっしょに集いを進めていくというものではありません。

ただ、市の職員としてもすべてではありませんが、いくつかの会場にはいっしょに入って、市民の意見等も拝聴したいなと考えているところです。

中村委員

実際には、ふるさと未来づくりと地域福祉計画、活動計画を含めて、我々は当時から合体をして地域に入って取り組んでいくんだと理解していたわけです。

ところが、今の説明では市は市、社会福祉協議会は社会福祉協議会で、何か少し間をおいた形で活動を進めておられると感じられてしまうがありません。

連携を密にしていくということですので、ぜひ連携を密にいただきいっしょに取り組んでいただくということが本来のスタートだったわけですが、この点はいかがですか。

健康福祉部長

仰せのとおりです。

〔「終わります。」と呼ぶ者あり〕

目 2 秘書管理費 発言なし

目 3 人事管理費 発言なし

目 4 人材育成推進費

吉井委員

私は、職員研修事業についてお聞きします。

概要書 4 ページのアンケート、受講者自身の評価とありますので、私からは受講者自身がどのように考えてみえるのかという側面から質問いたします。

この数字を見ますと、業務向上度というのが派遣研修の場合は高いんですが、一般研修の場合は 65.8%、それから意識の向上度も派遣研修は高いんですが、一般研修は 53.7%となっています。で、3割の人が業務が向上しなかったような気がする、半分近くの人が意識も向上しなかったような気がするとなっていますが、これは一体、どこにそういう、不満とまではいかないにしても、どうしてこういう数字が出たのか、たとえばこの研修が職員のレベルに合わなかったのだろうかとか、いろいろ考えられるわけですが、どのようにお考えがお聞きしたいと思います。

可児総務部参事（職員管理担当）

職員に対する研修実施ですが、研修を行いますとその後、アンケートを行っておりまして、平成 22 年度においてはそのような調査結果となりました。ただ、残りのパーセンテージについても、研修科目がいけなかったのかということではありませんで、研修を実施するに当たっては職員の意向や研修担当として必要な科目を選択して実施しているところです。

結果がこういう形で、パーセンテージの低い部分について詳細に分析はしていませんが、決して研修科目がいけなかったということとは認識していません。

吉井委員

まあ、でもこういう数字が現実に出ているので、やはりこの原因を考えてもらわないといけな

いんじゃないかと思います。また、派遣研修ですとか、すごく 89.6%と高い数字が出てますので、意識も向上したし業務も向上したと。本来、業務が向上したかどうかというのは、他人の目で見ると思うんですが、私は今回、ここではご自身の評価ということで聞きたいんですが、すごくよかったという点に関して、やはりほかの職員の方にも情報を伝達して、こういう点がよかったということで、そういう情報の共有でお互いが向上し合うということが大切なんではないかなと思うんですが、そのような受講後のフォローというものについて、どうなっているか教えてください。

総務部参事（職員管理担当）

研修後の研修成果についてのフォローアップということだと思いますが、情報共有の観点から研修受講者の研修結果を庁内のグループウェア等にも掲載しているところです。

特に派遣研修については、研修受講レポートとして庁内のグループウェアを中心に幅広く職員に周知しているところです。

世古口委員長

他に・・・山根委員。

山根委員

私も職員研修のことでお聞きします。成果表で実績の概要を見て分かりますが、結果として当局はこの成果表を見てどのように考えとるんか教えてください。

総務部参事（職員管理担当）

研修結果ということですが、先ほども言いましたようにアンケートを実施しております。

研修を受講したことにより、業務や意識の向上度がどのように変わったのかというものがあります。これについては、前年度と比較すると業務向上度が 10.9 ポイント、意識向上度が 6.6 ポイント上昇しています。

また、最終的に研修というのは、やはり市民サービス向上につながらなければいけないと考えていますので、そういう観点から市民に市役所のサービスに関するアンケートを例年実施しているところです。本年も 3 月に実施していますが、その数字が直近であります、アンケートの中に全体的に職員の対応が満足でしたかという問いに対する市民満足度は 92.5%ということで、高い数値となっています。

以上のことから、研修については一定の成果が表れているものと考えています。

山根委員

非常に高い満足度、92.5%ということですね。職員研修の最終的な目標については、職員の皆さんのスキルアップを図る、市民サービスの向上と言われておりまして、研修科目はその時々によ

って科目の見直しも必要とあります。いろんな形で科目を見直す中で対応していくことが大事やと思うんで、見直しについてはどういう考え方を持っていますか。

総務部参事（職員管理担当）

研修科目の見直しですが、平成 22 年度においては市民が来庁されたときの接遇態度や身だしなみ等を踏まえて、身だしなみ研修というのを外部講師を招いて、窓口業務の多い 25 所属を中心に調査をお願いし、その後、調査結果等、講評いただいたところです。

また、部長級職員については、昨今の社会情勢により、コンプライアンスについて組織の使命として重要であると考えており、その点からコンプライアンス研修に新たに取り組んだところで

す。

山根委員

コンプライアンスが重要と。まあそれは情報公開とかいろんな形で守秘義務がある中で、コンプライアンスが一番大事だということはよく分かります。

行政ニーズの多様化により、職員は言われたことだけするのではなく、市民への対応、まあ形が本当に皆、もう通信簿 5 の人ばっかやで、よくできる人ばっかおるんですけど、その場面に応じた臨機応変な対応がもっと必要であるのかなと思います。

市民が今、何を一番求めているんか、十分に把握しながら感性のある市民目線での対応というのが一番大事だと考えます。そういうことも踏まえて、市としてどのような感覚を現在、お持ちでしょうか。

総務部参事（職員管理担当）

仰せのとおりだと思っています。市の職員は業務を行う上では、市民が今、何を求め何を望んでいるのかといった目線が必要である、またその部分について常に把握しなければならないと考えています。

職員研修の実施においては、職員が効率的・有効的に業務を行うことが最終的には市民サービスの向上につながるものと考えていますので、そういうことを十分に認識しながら職員研修に努めていきたいと考えています。

山根委員

まあ、十分に留意しながら今後の職員研修を進めていきたいということはもう当たり前やと思うんです。

私が言いたいんは、臨機応変な態度でということ、災害のところでこの前も言ったわけですが、もう少し市民目線をもって対応していただきたいと。

まあ職員の体制が体育館に災害のときおったんですが、やはり市民と感覚がズレとるのかなということ、僕は特に受けたもんで、やはりその場その場の対応というのを、いち早く教育・訓練

してもちょうど実施してください。よろしくお願いします。

世古口委員長

他にありませんか・・・品川委員。

品川委員

私は人事考課制度についてお聞きします。一般質問でも、24年度から取り組むと言われたと思うんですが、具体的にどこまで取り組まれるのか、教えてください。

総務部参事（職員管理担当）

人事考課制度については、長年検証等も行ってきました。私どもが今、行っている人事評価については、全国的に実施されている典型的な制度であると聞いています。このことから、制度自体はしっかりしたものでないかなと考えています。あとは、この制度をいかに活用していくかというところに入っているのではないかと考えています。

ご質問の点について、透明性、公平性、またどのような制度の活用が考えられるのか、手立て、手段等について十分に検討して平成24年度には実施できるように努めていきたいと考えています。

品川委員

それというのは、職員の給与体系にも関わるところまで入るということでしょうか。

総務部参事（職員管理担当）

人事評価制度は3制度あります。目標管理制度や職務態度考課制度の2制度については現在、面談を行っており、目標管理制度においては次年度の事業を実施していくに当たっての目標、課題の整理を行いながら、次年度への効果的な事業成果が発揮できるように面談を行っているところです。

また、能力・職務態度考課についても面談を行うことにより、現在のところ職場配置を含めた人事面で対応しているところです。

仰せの給与等への反映ということについては、現在、形になって表れてない部分がありますので、その点について24年度に導入できるよう努めていきたいと考えています。

品川委員

なかなか人が人を評価するというのは非常に難しいことなんで、慎重かつ大胆にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

目5 恩給及び退職年金費 発言なし

世古口委員長

審査の途中ですが、10分間休憩します。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 2時09分)

世古口委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査を続けます。

目6 広報広聴費

山根委員

成果表の191ページ、市民の声システムと市政への提案箱についてお尋ねします。

鈴木市長は見える化推進と一貫して、この市民の声の市政への提案箱にいただいた意見や、市からの回答を市役所1階ロビーに公開で掲示されています。このことにより、何か変化や市民からの反応等いろんなことがあったと思いますが、そのへんについてちょっと教えてください。

広報広聴課長

1階ロビーに市民の声を公開したということで、どんな反応やったかという質問ですが、窓口を見ておられますと、結構ボードを見ておられる方があります。戸籍等の待ち時間の際に見ておられます。

それで、提案箱とインターネットで提案する市民の声システムの両方を合わせて、平成21年度は187件でしたが、22年度には251件ということで、件数にして34%増えていると。

これはまあ実際、自分の意見が前に張り出されるということで、どうもそれを効果と私ども判断しております。と言いますのが、インターネットで意見されたのが、21年度の122件に対して22年度は131件、ただしペーパーで直接、市役所の窓口へ投函するという件数が、21年度の63件に対して22年度は114件ということで2倍になっています。これは一定程度、ロビーへ公開したことが大きな効果と私どもは判断しています。

山根委員

窓口への投函が倍になったと、これは市長が言われるように公開掲示した中で、やはりちょっと、件数が倍ということは反応がよかったのかなというように、成果があったと私は評価したいと思います。しかし、この中でどれだけの案件が実現されたのか、これが問題やと思うわけです。

回答しただけで、答えになってないかなというような案件も、前に進んでないような案件もあったと思われま。こういう声を実現できた案件は大体何件くらいあったのか、まあ何%に値す

るんか、そのあたりも分かっていたら、ちょっと教えてください。

広報広聴課長

22年度中に251件の中で実現されたものとしては、18件です。

山根委員

251件ある中の18件ですか、どのようなもんが18件実現でき、ほかに意見はどうして実現できなかったんか、そのあたりを教えてください。

広報広聴課長

実現できたものですが、市の計画等に元々載っていてすぐに実行できたもの、それと危険性が高いということで即座に対応したものと、少し気づいてなかった小さな点をすぐに解消できた、民間企業にお願いしたものもあります。それと予算が少ない中、職員の手づくりで実現できたということが、即、実行できて22年度中に実現で回答している。ただし、できなかったものが大半なんです、採用しなかった意見の一番大きなものとしては、匿名で投稿されている方に多いんですが、意見が不明快なものもあります。それと、個人の問題であるもの、またいただいた意見の内容によっては、地域全体の同意が得られないようなものもあります。そのようなものについては、採用していません。

まあ、有効な意見としてもあるんですが、これはやはり時間と予算がかかるもの、また議会の同意を得ないとすぐにはできないようなものとして、今後の参考意見とするのが大半になっているのが現状です。

山根委員

説明はよく分かりました。匿名やったということが、大半の理由なんかと。匿名で投稿されとると、そういう中でどこの誰か分からないという中で不明確な要望が多かったんかなと、特に多いということが、まあできなかった理由が大半に占めとると。しかし、この中でも真剣に意見やいろんな形の提案をされている方も実際おるわけなんです。18件された中は、それはもう本当によくやってくれたと認めるんですが、広報広聴課が判断することによっていろんなことがあると思いますが、各課と連携した中で、回答は各課が出されとるとと思いますが、協議した中で必要と判断するものがあれば、予算化するには当然、議会にも提案することが始まると思うんですが、できるだけ早く市民の声、要望には実現に向けて努力してもらいたいと思います。

そのあたりについて、どのような形で進めていくんか、お気持ちがあればお聞かせください。

鈴木市長

市民の声についてお答えします。

インターネットもしくは窓口からいただいた意見に関しては、私も副市長もすべて目を通して

います。その中で、できることはいち早くやっていきたいと思っていますし、それが法律を行政として超えてしまうものに関しては、たとえば民間団体に対する要望の話、たとえばある地域に対する話といったものもたくさん受けています。

で、こういうものに関しては、随時その関係機関だとか関係する団体の方々にも、こういう市民の声があるので、ぜひいっしょにやりませんか、たとえばこういう意見がありますので、ひとつ改善の一步を踏み出してもらえませんかということも提案していますので、さらにこれの実現に関する熟度を高めていくのと同時に、できる、できないものについてガイドラインを示していくこともひとつなんか考えています。

山根委員

いろんな形で、まあ前向きな答弁やったと思います。

もう1点、市民の意向調査事業 189 万についてもお尋ねします。

これについては、市長の肝入り事業、鈴木市長が今後の政策を考えるに当たり、市民の意向を電話で調査した事業であると認識していますが、結果についてはすでにホームページで公開されており、各中学校区別に数字も拝見しました。しかし、電話での調査は素早くできることはまあ、以外にあるわけですが、デメリットばかりで回答された年齢層は 60 歳以上が 66.1%ということ です。これを見る限り若者の考え方がまったく反映されてない状況だと私は思います。

このような電話調査の結果をもとに政策を考えて、いいんかなと疑問に思うところがあるわけ なんです、22 年度の結果を、この成果をどのように、成果があったと理解するのかお聞かせ ください。

広報広聴課長

確かに、年齢層に関しては、非常に若い年齢層からの調査ができていません。ただ、ホーム ページにも公開していますが、電話調査のひとつの利点は、即、結果が出るということで、市長が 23 年度の政策をするに当たっての、市民が健康・福祉という部分に要望を持たれているとい うことも即、結果が出ました。それと、各中学校区別に集計できる、これはこちらが尋ねるのでは なく、電話帳のデータから正確に地域を割り出せるということもありまして、地域別の集計も出 ています。で、地域別の特性なんかも、少し北浜地区、城田地区、二見地区、沼木地区あたりに、 そういう農林水産、観光あたりの希望が高いとかそういうものも、すぐデータとしてとれました。 そのへんは、一定程度の効果があったと判断しています。

山根委員

データのとり方については、まあメリットがあったというようなことです。23 年度において も予算化されていますが、今後どのような形で調査を続けていくのか、まったく同じなのか、ど ういう形で進歩した形をとるんか、予算化されとるんで、その点もちょっと教えてください。

広報広聴課長

23年度ということですが、22年度に3回にわたって調査をやったんですが、そちらの反省点もあります。と言いますのは、先ほどの若い世代はとれないということもありましたので、今年はず、紙による調査を実施します。今年度の予算に関してはペーパーが1回と電話が2回、予算計上しています。で、ペーパーによってまず3千名にアンケートを送付しました。現在、返ってきています。そちらには、今後市が取り組むべき分野、優先順位、今お住まいの地域に住み続けたいかどうか、それらを年齢別、男女別、12中学校区別、職業別に集計できる質問としています。

また、若い世代ということもありますので、今年度は三重大学と皇学館大学に約1,300名ほどお願いして、10月早々に依頼するようにしています。それと、市内の大手企業に関しても、若手社員の方150名ほどにアンケートを依頼したところです。

そのアンケートの結果、電話調査で迅速に調査をしたい案件が出ましたら、電話調査を考えたいと思っています。

山根委員

データのとり方に、会社の若い社員とか大学生あたりについても、今後の展開として考えとるということです。電話調査による調査費が60万くらい必要なかということです。電話調査の実施については、本当に必要なだとは思いますが、十分に検討したうえで実施いただくように、私はそういう考え方をもっていますが、もう一回、再度整理してよろしくをお願いします。

世古口委員長

他に・・・世古委員。

世古委員

市民意向調査についてお聞きします。

今回、市民意向調査をして、年3回ということで抽出数また回答者数を報告されておりますが、3回がいいのか4回がいいのか、それは調査というものはサンプル数が多ければ多いほどいいと思うんですが、3回した中で受けられた感じはいかがでしょうか。

広報広聴課長

22年度に関しては、当初3種類のアンケートをとる予定をしていました。ところが、1度目の調査に関して非常に高いレスポンス数が出まして、電話をかけた方に対して25%の方が答えていただいたということになりました。そこで、12中学校区単位の集計が1回目の調査だけでは、どうしても学区別の集計をしますとサンプル数が足りません。で、3回すれば十分、学区別のサンプル数をとれるということになりましたので、急ぎよ、同じ内容について3回とったということです。

その結果、非常に多くの4,347件の有効回答を得られて、地域別に集計ができました。

世古委員

まあ、3回くらいでいいんじゃないかということだと思いますが、それでいろんな回答があったと思うんですが、回答で、「この事業に反映した」というのがあれば、教えてください。

広報広聴課長

どの事業に反映したかということですが、まず市長が市民がいったいどういう、大きな枠の中でどういったことに要望があるのかという大きな枠をとったということです。

それで、市長がプランを考える際に、大まか、健康・福祉、そちらへ力を入れていくのが市民のためになるんだということの判断をする大きな材料となり、どの事業にこれの結果をあてたということは特にありません。

鈴木市長

僕が言いたしたことでもありますんで、少し補足いたします。

電話でのアンケートということで、当初から皆さんからたくさんの意見をいただきました。

で、今少し検証もしている最中ですが、政策としては反映というのは随時しているつもりですし、たとえばこの9月から始めて電話での健康相談ダイヤルもありますし、たとえば高齢者に対する透明なカプセルに緊急情報を入れたものとか、そういったこと、健康に関するものを随時できることからやっていきたい、現状を進めていきたいと考えています。

また、産業に関すること、雇用に関するところが2番手に多くありました、この年齢層については。そういったところも随時、事業化を進めていきたいと考えていますので、その点については広報広聴課以外のところ、ちょっといろんな分野に及んでいますので、私から補足としてお答えします。

世古委員

どれというよりは、随時反映されているということで、それはそれでいいんですが、この事業が始まったときと今とを見比べてみると、いろんなところで話が出ますが、3月11日東日本大震災、また今回の台風12号等の影響で非常に防災ということへの関心が高まってきていると思います。

防災という項を調査の中で見てみますと、そんなに具体的にどうというのはありませんが、あのときから市民の関心も高まっている、それからまたいろんな状況を把握するにはいい機会だと思いますが、防災に関して今後、今の調査項目の修正また付け加えていく考えはありますか。

広報広聴課長

私どもも、実は震災が起きた直後に電話調査を活用できないかと考えたこともあります。ただ、

その前に、どうしても私もまずはペーパーで調査をして、その結果どういう状況が生まれるのかをまず判断したいと思っています。

で、実際に、順位を集計して地区別にすると、湊地区、港中学校エリアだけが防犯・防災という部分が3位にあがっておりました。あとは、すべて防災・防犯というのは、前回の電話調査では4位以下ということでした。

まあ、このあたりが当然、意識が変わってくるんじゃないかと思っていますので、まずペーパーの調査結果を見たうえで、これはもう1回電話調査をすべきやと判断したら、改めて防災の視点で考えたいと思っています。

世古委員

津波だけじゃダメで、台風でも、身をもって自分の地区にある問題点を思っている市民も多くおられますので、今後そういう形で意向調査をしていただくようお願いします。

世古口委員長

他に・・・吉井委員。

吉井委員

私も市民意向調査のことをお聞きしたかったんですが、お二人が質問されましたので、少し付け加えたいと思います。

まず、今回、これから1回目は紙でされるということで、ペーパーを棚入れしていただき、ひと言関係のないことを言いたいんですが（「短くしてください。」と呼ぶ者あり）短く、あなたのお住まいの中学校地域をとということで、五十鈴、小俣、城田、北浜と順番に出てます。50音順にしてください、大概、小俣、二見、御園はあとのほうでくつついとるという順番が多い中で、50音順にしてください大変日本文化を大事にする伊勢として、大事にしていただけたなと思って喜んでいます。

それから、今回の電話調査なんですが、確実に分かったということは、家の電話に出るのは年代の高い人であるということが分かったと思います。それから、地域別にしたということで、いろんなことが見えてきました。今、私、小俣のことを言いましたが、小俣の人が福祉や健康に対する要望が高い これはやっぱり私たちよく聞くんですが、合併してからちょっと福祉の面で不満があるという声も聞きます。こういうことが如実にこの数字に表れるのだなということが分かりました。で、今後も電話調査を続けるのであれば、やはりテーマを絞るべきところは絞ることも必要なと思います。地域別の分析を生かすのであれば、たとえば買物難民の実態として、本当にどこが不便なのかをつかむために、地域別ということを生かすとか、たとえばスピーディーという点を生かすのであれば、災害が起こった直後に避難した人はどれくらいいるのか、避難所に来た人以外に親戚の家に行ったとか、いろんな方があると思いますので、そういうことを聞くのには電話でスピーディーにということとは有効かなと考えますので、そこらへんの検討というの

を、先ほど反省点はいろいろあったと言われましたが、どのように検討されているのかをお聞きしたいと思います。

広報広聴課長

ご指摘の買物難民についても、この調査のよさは番地まで電話帳には出ていますので、本当に小さいエリアの調査ができます。ただ、電話に出てもらえるかどうか疑問なだけで、ピンスポットですごくエリアが定められますので、そのへんは仰せのことを参考に今後、いろんな課と相談していきたいと思います。

それと、災害に関しても同じようなことを検討していきたいと思っています。で、私どもも、この調査の本来のよさは何かことを起こしたときの、よかったか悪かったか、それとか右へ行くか左へ行くかみたいなことを調べるのには電話調査は非常に約に立ちます。選挙等でよく活用されるところと思うんですが、そのあたりになると、今度、事業の是非を問うような形にもなりますので、そのあたりは議会との調整もありますので、やっていいものと悪いものがあると思います。それらもすべて考えて、調整したうえで今後の調査に役立てていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

吉井委員

たとえば買物難民の実態を調べるのであれば、こういうことを調べますということをしかりと、今も周知はしておられるんですが、こういうテーマで調べますといたら、「ああ、じゃあやっぱり電話は出やないかな」とか「正直言うてこの間の調査では切ってもたわ」ということも聞いていますので、「切ったらいかんわ」と思ってくれる人も増えると思いますので、そのへんの周知もしっかりしていただきたいと思いますが、どういう方法を検討されたんでしょうか。

広報広聴課長

非常に難しい(苦笑)質問なんですが、なかなか私ども、広報紙も同じ課で発行していますが、なかなか市民に広報紙を見ていただけない、ケーブルテレビの文字放送をしても、ケーブルが映らないおうちもある。新聞等にもPRしても、なかなか載せてもらえないということもあります。

で、やはり一番電話調査のよさは、前回4,700名の方、出ていただいた方についてはおそらく次にかけてときにもまた出ていただけるのではないかなと思います。

で、電話を切られた方というのも大半あります。というのが、コールしてから切られた場合、そういう方にまたかけても、おそらくとっていただけないかなと思いますので、そのあたりのデータ管理も、まあいいのか悪いのか分かりませんが、回答をいただける方に調査をするという方法もありますので、そのあたりも研究したいと思います。

世古口委員長

他に・・・品川委員。

品川委員

私は広報いせ発行事業についてお尋ねします。

今回、伊勢市の見える化事業推進調査事業で、全国の自治体の広報活動に関する先進事例を収集して研究することにより、伊勢市の市民の状況、情報提供のあり方を改善したとあるんですが、何を収集してどのような研究をされたのか、お聞きしたいと思います。

広報広聴課長

これは、緊急雇用を活用した見える化推進事業なんですけど、そちらで臨時職員を1名雇用して、全国の自治体のホームページをチェックさせました。その中でも、先進14自治体のホームページと県内14市のホームページ、それから観光都市で少し評価の高い25自治体のホームページ、それと平成21年度と22年度の全国広報コンクール等で入賞した38自治体の広報紙やホームページを研究しました。その結果、大半の広報紙においては情報紙化をしており、これは当初市長からも指示があったことなんですけど、もう少し市民の顔の見える広報紙ということで、広報紙にたくさん人物紹介をしています。それとか、普段女性の方が特に好むような、レシピとかといったものを載せたり、子どものコーナーをつくったり、そういったことがこの研究の結果で分かりまして、23年度から広報紙を2回発行ということに変えて、それと人物紹介もたくさん取り入れて、来月は誰が出るんやろという感じで見てもらいやすい広報にしていこうと現在、努力し始めたところです。

品川委員

成果表では一応、2名雇ったということですが、今、1名と言われましたが、2名でいいんですね。(何事か呼ぶ者あり) いやいやいや、もういいです。

内容は分かりました。しかし、そういうことというのは普通、広報広聴でもうとっくにやられておるべきことやと僕は思っておるんで、まあ今度、緊急雇用創出事業でそういうことをしたというのは、ちょっと合点がいかないんですが、今までの広報広聴でやっておられれば、それくらい先進地事例であるとか、そういうものはして当たり前のことなんですよ。

で、成果表を見たときに、何でこんなことくらいを立派に書いてあるのかなと思って、僕はちょっと不満に思ったんですが実際なんですけど、一番市民に伝えられる媒体としては広報が高いわけですね。お金も一番かかっておるわけなんで。本来なら、もっと早い時点からそういうことは勉強して生かすのが当たり前と私は思っていたんで、ひと言言わせてもらいましたが、何かあればお願いします。

広報広聴課長

仰せのとおり、我々職員が当然、そういったものは研究し日常から努力すべき問題であることは十分に理解しています。ただ、今回、緊急雇用の事業でより多くの方、まあ雇用に困っている方に働く機会を与えるという事業がありましたので、どうしても私どもが日頃の業務に追われて

いる部分を少しサポートという形で、毎日インターネットをチェックして先進地を細かく調べて、各課にお知らせしたということですので、ご理解ください。

で、先ほど2名と言われましたが、1名継続の経費を、二人が途中で代わっていますので、通算すると2名になるんですが、はい。

世古口委員長

他に・・・山本委員。

山本委員

ケーブルテレビ加入促進事業補助金についてお尋ねします。

現在の加入率がどれくらいか、それと補助金の打ち切りということも聞いていますんで、そのへんをまずお聞きしたいと思います。

広報広聴課長

加入率は62.5%です。23年3月末の加入世帯が3万3,432世帯です。

それから補助金の打ち切りということですが、今年の2月と4月に総務政策委員協議会で説明しましたが、伊勢市は合併当初からこの事業に取り組んできまして、当時は46%の加入率だったのが現在は62%を超えたということで、それとまあ、みんなのまちの計画の目標値も一定程度達したということから、市としての役割は終わったのかなということで、打ち切りと。

それと、県内でも伊勢市以外の自治体はほとんどがケーブルテレビの補助金に関しては制度を廃止しており、伊勢市においてもデジタル化と同時に廃止すべきと判断して、この10月末までに申し込み12月の末に工事を完了するもので最終としたいということで、8月の広報紙でPRをしています。

山本委員

この質問も時期遅きにしたかなと思うんですが、私は広報、いわゆるアイティービー、非常に行政のことを詳しく何回も何回も繰り返し流れとるんですが、なかなかそのことがあることを知らん人が多いように思うんです。ということは、これから常に行政考えてかないかんの、まあ高齢化になって独居老人が非常に増えとるわけなんです。で、まあ独居老人の食事会というのが月に1回、社会福祉協議会で300円の補助が出て、200円こっちが出して行くと。

私は、毎回行っているんな話を聞くんですが、ケーブルテレビの補助金も5千円あることすら知らん人が多いな。それと、一律5千円ということですが、これからの行政は特に独居老人をどのようにしてくんやと。おそらく一律5千円やると、独居老人というとおおむね65歳以上ということですが、健康な方や70やったら70でもええと思うんです。やっぱし、それには独居老人やったら1万円出しますよとか、段階をつけてたらどうなんかなということなんです。

そやけど、これもう今言うとしても仕方がないんで、そやで遅きにしたということなんです、

やっぱしあと1カ月あるんで、独居老人と、かなり情報が流れとるんですが、それが知らんと。

そやで、こんなことどうやん、こんなことどうですかと、しょっちゅう尋ねてくるわけや。

そうすつと、アイティービー流れとるんなと、補助もありますんなつちゅうても、そんなことあることすら知らんわということなんや。

ということは、独居老人と行政が話をするというのは、民生しかないと思うんやわ、民生委員。

民生委員の人からいろんな情報が役所へ入ってくると。そやで民生委員さんに周知徹底ささないかんと思うんや。そやで、私はもうあえてくどくは言いませんが、もうあと1カ月ということなんで、民生委員に再度、やっぱしこの今月で終わりなんで、どうぞ5千円の補助があるんで、アイティービーでいろんな行政の情報が流れとるんで、ぜひもう今月で終わりなんでということ周知徹底したら、まだかなり増えてくると違うかな。もう答弁は要りませんが、そんなことも踏まえて、あと1カ月なんで、全力投球で周知徹底したってください。

目7 情報化推進費 発言なし

目8 電算事務管理費

山根委員

ITセキュリティ対策事業についてお尋ねします。

電算事務管理費の中で住民情報システム管理費が行政情報システムとか管理費、昨年と比べてまあこんなもんかとは思いますが、ITセキュリティ対策事業について、平成21年度の決算額5,395万8千円から約4,470万も減額されとるんですが、どのような理由があったんか、大幅な減額であります、これについては。

先日は三菱重工のコンピュータウイルスが感染したというような情報もありました。私からすれば、経費削減してもらおうのは大変ありがたいと思いますが、市民の大事な情報を預かっている市役所です。仕事をする中でセキュリティ面で足りないことが出てきてからでは困ると心配していますので、なぜそのあたり、こういう中で減額されたのかお聞かせください。

北総務課長

ITセキュリティ対策事業ですが、セキュリティ対策は大変重要なことと私ども認識しています。ここでは、各職場の端末パソコンについてメーカーのサポートが終わるものを順次更新し、ウイルス等への防御を高めるように努めているんですが、その購入台数が平成21年度の433台から22年度は82台へと減少したことが減額の大きな理由です。

山根委員

パソコンの台数が減額したと。パソコンの更新が一段落したということが非常に大きいというわけです。そのへんはよく分かりました。先ほども言いましたが、市民は大切な情報を、資産の

安全管理のため、不正侵入、ウイルス等の市民の電算システムを守っていただけるように今後も計画を進めいただく中で、もう一つこの中で繰越明許の1,317万1千円について、本会議で会計管理者から説明がありましたが、住民情報系ネットワーク機器更新事業で、機器の更新時期が平成23年6月であることから平成23年度の予算では競争入札の手続きが間に合わないため、22年度の補正予算で対応し、合わせて繰越明許の手続きを行ったことによるものということでしたが、もう少し、このあたりの説明を願いたいと思います。

まず、これで住民情報系のネットワーク機器はどのような形なのか、教えてください。

当然ながら今の時点では、更新はすべて終わっておると私は認識しているんですが、今後の形として進捗状況についても教えてください。

総務課長

先ほどの話は、各職場のパソコンということでしたが、ここの繰越明許の住民情報系ネットワーク機器というのは、三つの総合支所のサーバー室に設置しているネットワークの機器でして、つまりは本庁とデータのやり取りをする働きをするための中継機器です。

それで、進捗状況としては、機器の調達はこの5月に終わって、6月末には機器の設定作業も終わっており、住民情報系ネットワークを安定的に稼働させています。

山根委員

一問一答から外れてしまい、すみませんでした。

今回、総合支所の分ということは、本庁舎の分はこれからなのかということをお聞きします。更新は、もうすんでいるのか、そのあたりだけ教えてもらえますか。

総務課長

この住民情報系のネットワークについては、旧伊勢市で平成16年の住民情報システム導入時に合わせて構築して、その後、合併のときに総合支所への拡張の対応をしたものです。

このことから、最初に導入した本庁舎の機器については先にサポート期限を迎えたため、更新を完了しています。

山根委員

更新は完了しているということは、どのような形でメーカーと契約されたのか、前回も同じように競争入札で更新されたのか、教えてください。

総務課長

実は、前回完了の本庁分については、機器の調達と設定を含めてネットワーク構築業者に随意契約で業務委託を行いました。

今回の分については、機器の調達とネットワーク設定作業を分割することとし、機器の調達に

つについては競争入札を実施し、設定に関してのみ構築元に随意契約することに切り分けをしたものです。

山根委員

今回、機器と設定と分けてもらったということです。すべてこれを競争入札するのは非常に難しいのかなと思うところがありますが、今回は機器だけでも入札してもらてということは、ちょっとくらい、今まで特命を시켰んからちょっと進歩したのかなと、まあ電算の中でこういう形がとれたというんは非常に進歩したということでひとつ評価をします。

今後も、こういった形で特命契約を一つでも少なくしていただき、こういう体制で入札の競争事業ということで進めていただくことを頭において、この電算システムもそういう形で管理していただきたいと思います。

目9 企画費

小山委員

首都圏情報発信事業についてお尋ねします。

成果として載っているのが、ふるさと納税ですね。52件中、特命員による申し込みが11件とありますが、この総額はおいくらですか。

行政経営課長

147万円です。

小山委員

では、そのほかにどのような成果があったか、教えてもらえますか。

行政経営課長

この事業については、首都圏におけるネットワークを形成いただき、それを伊勢市として活用を図っていきたいという中で、昨年度において、伊勢、志摩、紀州の高校を卒業された方でふるさと交流会というのを結成していただきました。そちらに行政としても予算化しています。

また、本年度の2月ですが、ふるさと伊勢の地域医療懇話会についても、ふるさと交流会の方々のご助力もいただきながら開催できたところです。

そのほか、ふるさと納税や企業誘致、観光誘客等、情報発信・収集に努めていただいている状況です。

小山委員

ちょっと抽象的な表現なんですけど、何か具体的に目に見える形での成果というのは、なかった

んでしょうか。

行政経営課長

先ほども言いましたが、一つにはふるさと伊勢の地域医療懇話会の開催にご尽力いただけたということです。

まあ、本年度のことにはなるんですが、この11月に伊勢市起業セミナー、産業人交流会イン東京ということで、この開催に関してもご尽力いただいている状況です。

小山委員

特命員の方、今、首都圏で人脈の広い方と認識していますが、一人の方では所詮、限界があると思うんです。で、先ほどもネットワークを構築ということでしたが、今後、首都圏における情報発信をどのような形で推進していくのか、考えを聞かせてください。

行政経営課長

現在、形成いただいているネットワークのさらなる活用を伊勢市全体として活用できるように、活用したいというところもありますし、今後、ご遷宮も控えていますので、そちらに向けても事業を続けていきたいと考えています。

世古口委員長

他に・・・山本委員。

山本委員

森下さんのときに、東京事務所というようなことがあったと思うんですが、東京事務所の話はまったく聞かれへんのですが、今、あるんかないんか、どんな形で動いとんのか教えてください。

行政経営課長

東京事務所については、津市さんと共同で借りていましたところをやめてからは、現在ない状況です。現在、ありません。伊勢市としてはありません。

山本委員

そうすると、東京事務所、確か津の事務所のとこへ間借りして月10万くらい払っとるというようなことも聞いたんですが、今、まあそれが撤退してないということなんですが、そうなりますと、320万というのが出とるんですが、これ企業誘致や、これ具体的にどういうことをしとるんかな、首都圏情報発信事業ということで320万出とるんですが、東京事務所もない、もう人も使ってえへんということなんで、これはどういうことなんかな。具体的に、活動日数とか面談数ということ、どこらへんかちょっと教えてください。

行政経営課長

この事業の経費ですが、まず特命員への謝礼と、活動費、通信運搬費等があります。

あと、先ほど言いましたが、ふるさと交流会への参加に伴う経費や地域医療懇談会開催の経費負担等をしたものです。

山本委員

今の話だと、特命員にかなり動いてもらったんで、その人の足代というか、まあそこらへんが出てとるといことなんですが、企業誘致とここに書いてあるんで、どこで質問しようかなと思うんですが、企業誘致ということがまったく産業建設委員会でも、今どんなになつとんのやと、まったく報告がありませんわな。ところが、こういうことになってくると、企業誘致、観光誘客というようなことが書いてあるんですが、今、企業誘致なんて動いとるんですか、ちょっとそのへんもあわせて。

行政経営課長

特命員の活動の中では、たとえば大学の先生方へ面会に行ったり、企業訪問をされたり、もしくはネットワークを使ってという形で活動されている状況です。

山本委員

それは分らないんですが、どこどこへ行つとんのやったら、具体的にやっぱし名前を言わんと分らないで、どこどこの大学へ行つてますんや、どこどこの会社へ行つてますんや、行つとるか行つてへんか、こちらは分かりませんやんか。そやで、具体的に、もし分かつたら、お願いしたいのが1点。それと、(「1点にしてください。」と呼ぶ者あり)・・・。

行政経営課長

訪問の状況によりまして、個人情報等があるかも分かりませんが、現在、資料として持ち合わせていませんので、後日まとめてという形でお願いします。

山本委員

これ以上はもう言いませんが、今の話では、特命員云々ということが出たんでお聞きするんですが、特命員のいろんな経費が要つたということなんですが、その根拠というんか、こういう特命員に動いてもたらこんなは出しますんや、どこまでは出しますんやということは、その基準ちゅうんか、誰が決めてどうしとんのか、ここらへんは。

行政経営課長

基本的に、報酬のほかに実費弁償として活動費ということで首都圏で動く旅費等を支払っております。こちらについては、連絡等を事前にいただく場合や、事後ということもありますが、連

絡いただくという形にはなっています。

山本委員

いやいや、私の言うとなのは、実費弁償ということになってくると、その根拠っちゅうんかいな、それがああるんかな。これ特命員、何人おりますんやん、それも分からん。ただ、東京におられる特命員ということが書いてあるだけのことで、我々は全然、そんなことも聞いとらんし、今日初めてこれを見たら、特命員によるということが書いてあるんで、ちょっとお尋ねしとるんです。

情報戦略局長

首都圏情報発信特命員については、設定の段階で議会にも協議会にもお諮りして、そのときに報告しています。

当初は、津市さんが東京に持っておられた事務所を間借りするような形で経費を負担していました。で、それで1年10カ月ほど経った段階で経費と効果の関係から、それをやめまして、今は事務所は持っていませんが、一人の方に当初、嘱託職員程度の謝金を払うということで進めています。で、実際に、動かれた部分の交通費や電話代等については実費ということで支払いをしています。

で、どこでどういう活動をしたかということについては、当然ながら遠隔地ですので、確実に出勤簿をとっているわけではありませんが、毎日、私どもと日報で交換しています。

で、こういう形の伊勢市もしくは三重県出身の方のところ、またそこから派生した、こういう企業あるから挨拶に行つて仲介役をしてきたんで、どうですかとか、観光でこういう仕事がありますがどうですかとか、いろいろそういう情報をもらいながら、それぞれをその所管に、たとえば医師の招へいの関係でもそうなんです、産業支援課、それから観光、それらのところと担当者意見交換しながら東京へ行ったとき、こちらへ来たとき、情報交換をしながら、それぞれの立場で仕事を進めている状況です。

山本委員

今、聞いていますと、東京あたりで活動してもろとるとということなんです、特命員には申し込みが11件で147万のふるさと納税をしていただいたと。これはありがたいことですわな。

で、その中で320万要つとる中で、活動日数が213日、面談数が523回と書いてありますが、523というと1年に大体2回から3回くらい、土、日がありますんで、面談をしとると。

その中の成果は上がったんかな。

情報戦略局長

この首都圏情報発信の特命員の制度については、基本的には遷宮を控えてということもありますが、観光誘客それから企業誘致という部分で当初立ち上げて進めています。

一番初めはなかなか数字として見えにくい部分というのが当然あるかと思います。このふるさと納税についても、基本的には観光的な立場で、また企業誘致の立場でいろんなところに行かれたときに、こういう制度がありますけどということで、紹介をしていただきながら、結果として、そういう意思のある方からいただいた金額が11件で147万円ということです。

ですので、それじゃ企業誘致がなったんかとか、観光の面でどういうことがあったんかということについては、基本的に数字としてなかなか表しにくい部分があるかと思いますが、産業人の交流会を進めるとか、そういうもろもろのところ、そこに来ていただく東京の企業の方、経営者の方、そのへんのところの・・・でありますとか、いわゆる仲介的な意味合い、そういうところの部分を十分に果たしていただいておりますので、ご理解ください。

山本委員

まあ、そういうことで分らないんやわ。そやけど、結果がやっぱし出やんと、僕ら何にもならないと思うんです。そうすると、これを拡大解釈してくと、どうもこう垂れ流しの懸念が出てくるのではないかなと私は思うんです。

何にも枠がないんやで、はめられた枠が。そやで、ここにやっぱしあなたら行政当局の甘さというか、まあ基準がない。そやで、いっぺんそこらへんが、まあこれ、まあまあちょっとこう、話をしとるんで、なかなかこれ、難しいんですが、そこらへんは、やっぱしピッシリしとかんと、もう決算ということなんで、まあもうこれでやめときますが、やっぱし320万、前のほうが安いわな、それ。東京事務所で借りて、津の人に。まあまあ、それだけ言うんやったら、津の人が伊勢の案内をしてくれとったわけや。こんなバカなっちゃうことで、私らも反対しましたやん。それがまあ、やめて、今度は現実にそれよりも高うなるとるわな。

それやったら、やっぱ費用対効果、出てこないかんと思う。これ、あっちやこっち行ってますんな、いろんな人を呼んでもうてますんやと言うけれども、やっぱ結論出てこんと、一体どうやと。前はまあ200万弱くらいやったんかな、東京事務所のときは。それを撤退したわけやで、そやでそののここをもう一回、やっぱしピッシリとこう、アレしてもうて、いつごろ結論出てくるんか、よう分からんけれども、これいつまでも、ズンズンズン行っってもいかなわな、これ。そののここ、最後に答弁してください。

情報戦略局長

ただいまの津の東京事務所を間借りしておった部分というのは、まあそれだけで東京の首都圏情報発信事業を進めておったわけではなくて、あわせてこの人も雇用 まあ雇用形態はないんですが謝金で一定程度動いてもらうということも並行してやっておりました。で、東京事務所については、もう撤退して、今はもう事務所もないようなところで、自宅の中でも事務処理をしていただきながら、毎日毎日、私どもと日報のやり取りの中で、情報交換をしながら動いていただいております。確かに、人の動きに関わる部分、それと非常に企業誘致であるとか観光誘客ということで、数字としては非常に見えにくい部分で成果というのを表しにくい部分がありますが、鋭意努力

してやっていきたい、十分と、この方個人にしても、東京での活動、またこちらへ来ていただいた活動についても、十分にやっていただいとるように私ども認識しておりますので、そのへんのところをどのような形でお知らせできるかを、今後検討しながら進めていきたいと考えています。

世古口委員長

他にありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

目9終わります。ここで委員長からひと言お願いいたします。

審査に当たりましては、22年度決算に対する質疑にとどめていただきますよう、再度お願いいたします。また、委員の質疑の要旨を的確に把握され、答弁については要領よく簡潔にお願いいたしまして、審査の進行にご協力いただくようお願いいたします。

目10 市史編さん事業推進費 発言なし

世古口委員長

審査の途中ですが、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 3時07分)

(再開 午後 3時18分)

世古口委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局参与から発言を求められておりますので、許可いたします。

行政経営課副参事

先ほど、歳入のところで、長田委員から質問のありました臨時財政対策債について、私の説明に誤りがありましたので訂正をお願いします。

委員から言われましたように、基準財政需要額については、振り替え前ということでの財政需要額の算定は同じなのですが、そこから臨時財政対策債分を除いたもの、それが基準財政需要額になるということで、委員の指摘のとおりでしたので、訂正いたします。

長田委員

ご理解いただき、ありがとうございます。

心配していたのは、そういう形で財政力指数を計算するときの分母が小さくなっていくということで、財政力指数が財政力がついてないのに大きく見えるというような現象が起こってくるの

で、交付金とか算定するとき、不利になるのではないかという趣旨で質問しました。了としますので、ありがとうございました。

目 11 男女共同参画推進費

中村委員

決算成果説明書から、パートナーの日 8 月 17 日、この啓発事業等 4 事業を市民 11 名から組織する男女共同参画れいんぼう伊勢、この組織に委託をして毎年、積極的に事業をやられておるといことです。そこで、まずお聞きしたいのは、男女共同参画れいんぼう伊勢という組織が行政の政策とか計画の基本理念、さらには基本目標 つまり伊勢市男女共同参画基本計画の内容が、皆さんに勉強されておると思うんですが、理解して活動されておるのか、まずお聞きします。

鈴木市民交流課副参事

男女共同参画れいんぼう伊勢という皆さんは、公募で集まった市民の皆さんでして、男女共同参画を推進する活動に参加したいということで集まっておられます。

その活動の中では、自分たちが講演会や研修会等にも積極的に参加しており、その意識向上を図っていただいているところです。当然、伊勢市の男女共同参画基本計画も理解してもらっていると判断しています。

中村委員

分かりました。研修会等を開いて、伊勢市男女共同参画基本計画を含めて熱心に勉強されているということで理解しました。ここでお聞きしたいのは、平成 20 年 3 月に、当時の森下市長のときにれいんぼうプランが作成されたわけです。特に、第二章の計画の目標と体系については、理念としては男女共同参画社会の実現、一人ひとりが輝いて、みんながともに歩むためにというように、4 つの柱と 9 つの基本目標から成り立っているんですが、特にこの内容を真剣に見てみますと、基本理念、基本目標、これから我々読みますと、単純に判断しても非常に関係各部署とのいろんな調整、連携がなければ、この計画を進めるのは非常に難しいのではないかと私は考えています。

平成 20 年 3 月からこの計画がスタートして、いろいろ活動を今日まで進めてきておるんですが、非常に心配をしておるのは、目標だおれ、計画だおれに終わってしまうのではないかと私は思っています。この点、担当されて、実際に活動されて、どのような感想をお持ちなのか、教えてください。

市民交流課副参事

男女共同参画の理念というか、やっていかなければならないことというのは、かなり広い範囲、多岐にわたっており、あらゆる部分に関わっていると感じています。ですので、男女共同参画係

だけでできるものではないというのは当然ですし、市全体で取り組んでいく、市のあらゆる分野で男女共同参画の理念というか考え方を取りこんで、市行政全般を進めていかないといけないと思っています。

中村委員

非常に範囲が広いと。さらには市全体、あらゆる分野が連携しなければ、この計画についてはできないと判断しました。特に、この中で各部課との連携、私はこれ大変だと思うんですわ。そういう意味では、現状 担当者が1名でやっておられるわけですが、各部課との連携、各部課というのは自分の仕事を持ちながら、こういうこともやっていただきたいと、こんなような活動を多分やられておると思うんですが、非常に多くの仕事を持ちながらのお願いというようなことになるわけですが、この点、どのような状況なのか、教えてください。

市民交流課副参事

庁内の推進組織として、伊勢市男女共同参画推進委員会というのを設けています。

それぞれ関係する19課から委員を推薦して、代表を選出いただき、その推進委員会というのを設置して、市役所全体で取り組むという推進体制を整備して、連携していくということにしています。

中村委員

分かりました。推進委員会を持ちながら、19課の担当者が集まって、この内容に取り組んでいるということでした。

次に、伊勢市の男女共同参画都市宣言とか、男女共同参画推進条例、この内容が平成19年にできたわけですね。で、20年にれいんぼうプランが作成されたということで、市民への意識啓発というか、そういうことについても熱心にやられていると判断しています。

あと、そこでお聞きしたいのは、このれいんぼうプランが平成20年から24年までの5年間で第一期のれいんぼうプランが終わるわけですね。で、5年間という期限が設定されているわけですが、次に、たとえば平成24年度からの次に向けての取り組みというか、どのように考えているのか、教えてください。

市民交流課副参事

現在のれいんぼうプランは24年为目标年度となっています。いくつか、たくさんの成果目標を挙げていますが、その目標を達成したものはわずかでして、16の成果目標がある中で達成しているのは3項目にとどまっています。残る13項目については、未達成というのが現状です。

なかなか、男女共同参画、ほとんどが意識啓発の部分ですが、進みにくいところもあります。しかし、あと1年、目標年度までにはもう少し目標に近づけるように努力していきたいと思っています。で、24年度中には、新しい計画を策定する必要があります。で、この計画については、

これまでの進捗を踏まえながらですが、国も昨年 12 月に第三次計画をつくっています。県も今年 4 月に次の計画を策定済みですので、それらとの整合も図りながら、また市民の意見も取り入れるような形で進めていきたいと考えています。

中村委員

よく分かりました。特に、16 項目中、3 項目は達成できたということなんですが、残る 13 項目については未達成という状況で活動されているということで、ぜひ次へつなげていただきたいと思います。

世古口委員長

他にありませんか・・・吉井委員。

吉井委員

男女共同参画推進事業についてお聞きします。

みんなのまちの計画の男女共同参画の達成度で、女性参画割合は国でも目標を 30%と定めているんですが、聞くところでは現状、22 年度、市議会では 7.1%、審議会委員では 24.8%、自治会長では 2.4%、伊勢の場合は従業員 10 人以上の企業に聞いて、管理職で 6.3%、市役所、行政事務職の管理職で 9.7%ということです。

これは、30%になかなか、全然届かないものやら、もうちょっとというものがあると思うんです。で、これはもう本当に女性の側の意識の問題もあると思いますし、また女性が働きにくい環境であるとか、そういう指導的立場になるのに出にくい環境や、さまざまな問題点があります。

先ほど言われましたが、国で男女共同参画の三次計画をつくるときに、二次計画に一体何が足りなかったのかということをもものすごくしっかりと精査して、だめだったところをすごくたくさん挙げてます。そのような反省というか、そういう話し合いというのがすごく大事なんだと思いますので、関係各課の推進員でそのような問題点を話し合うというようなことがなされたのかどうか、お聞きします。

市民交流課副参事

市の推進委員の中でそういったことが話し合われたかということですが、市の推進委員は関係 19 課から代表を選んでいただき組織しています。要項によって課を限定しており、その課で異動があった場合は代わってしまう場合もあります。ですので、毎年、推進委員の推薦というか代表を決めていただくという作業をいただいている現状でして、推進委員の中での会議というのは今のところ特に行われていない状態です。

昨年度に研修会を一度開催しましたが、これからは計画をつくる段階ですので、集まりというか会議は何回かもっていかないといけないと思っています。またご協力もいただくことになるのではないかと考えています。

吉井委員

男女共同参画というのは、なかなかこれを推進することが経済や社会全体が向上することにつながるという意識がまだまだ欠如していて、さまざまな誤解があって、女の人を優遇したらいいんやろかと思っておる、そういう極論につながったりすることもまだまだあるのが事実じゃないのかなと思います。

まず、庁内から理解を深めていくことが大事だと思うんですが、昨年もダイバーシティについての講演会や落合恵子さんの講演会など、すごく内容のいいものをされていますので、こういったものに職員が参加されているのかどうか、お聞きします。

市民交流課副参事

先ほど、先に言ってしまいました。昨年度のダイバーシティの講演会については、れいんぼう講座、人材育成講座ということで、男女共同参画推進委員、それから推進委員を選出している部署の所属長にも声かけをして、可能なところは出席いただいています。ほかにも、男女共同参画審議会委員とか、公募委員にも参加いただいた講座、講演会でした。

吉井委員

そういう講演会など、どんどん率先して行ってもらいたいなど。私もダイバーシティに行っただんですが、ものすごくいい内容でしたので、もう1回この方に来ていただきたいくらいの気持ちです。で、平成22年度で象徴的な出来事というのは、やはり伊勢市が全国的に有名になった市長のイクメン宣言があったことで今、1年目を迎えようとしています。

このことから、職員の意識がどのように、何か変わった点があれば、教えてください。

市民交流課副参事

具体的なところは見えて来ていないというのが正直なところです。

育児休業については、男性については22年度は取得された方はいませんでした。21年度は1名ありました・・・

環境生活部長

失礼しました。昨年の市長の育児休業の関係で、職員の育児休業はどのような状況かということで、ちょっと遡りますと16年に一人、そして21年には一人、22年には一人という状況でした。それと、育児時間休というか育児時間というのを取っているのが1名おります。

16年からずっと計算しますと、全体で育児休業の関係で4人程度、取得しておるということになっています。

吉井委員

一人の方が2回取られているので、延べ4人みえたかと思うんですが、これまあ、なかなかす

ぐに成果が出るというものではないので、まずそういう意識づけをしていくということがまず大事ではないかと思えます。で、イクメン宣言、これ私ずっと大事に持ってますもんで、この中で市長は、少子化や虐待の問題が増え続ける背景には、ちょっととぼしますが、政治、行政を担う現場に子育てに参加してきた人が少ないことも要因ではないかと考えています、と書いてもらっています。で、こういうことは本当に命と関わらない仕事の仕方だけでいいのかという重要な問題を提起されたら、この男女共同参画は女性だけの問題ではなくて、今男性の自殺や過労死の多いこの時代において、男性の生き方についても示唆をしている、本当に重要なことを市長は言われたと私は評価できると思えます。

ただ、私、周りから、「えらいこのごろねっから何も無いな」とか、「あれはパフォーマンスやったのかな」という声も聞こえてきます。私はまあ、「そうじゃないよ、施策にも生かしてもらってますよ」と言っているんですが、ここで22年度の市長のイクメンの総括をしていただきたいと思えます。

環境生活部長

市長の答弁の前に、先ほど申し上げた市の男性職員の育児休業の取得状況について、ちょっと間違っていましたので訂正します。16年に一名、20年度に二名、21年度は一名、22年度は二名、うち一名が育児の短時間勤務ということで週3日間の勤務を取得しています。

鈴木市長

ある意味、政治に携わる人間がああいった声を上げることはパフォーマンスという意味では、パフォーマンスの意味も私はあると感じています。たとえばノーネクタイのこともそうでしょうし、昔で言えば週休二日制のこと、そういったことも行政が率先してやっていくことには一定の意味合いがあると思っています。

それで、イクメン総括ということで、育児というのは本当に大変だと思いました。で、育児うつ、ノイローゼというのが非常に多いということも聞いており、たとえば子どもの育児に関すること、虐待に関することの相談件数で言えば、今大体、年間120件から140件くらいでしょうか、そういうこともありまして専門医を配置した子ども家庭相談センターの設置をしました。

また、この伊勢の地は観光都市ということで、若い女性からも脚光を浴びています。で、授乳室を観光関係の場所へ設置する検討を進めたりしているところです。

女性の視点だとか、育児に実際に携わることで生命に対することを考えていくことは非常に大切だと感じていますので、一つひとつやっていきたいと思っています。ただ、吉井委員から命のことについて少し話がありましたが、先般、生まれたばかりの子どもに対して非常に残念な事件がありまして、あの事件を通して感じたことは、自分自身の仕事というのがまだまだ不足しているんだろうなとすごく反省しているところです。

まあ、行政だけですべてができるわけではありませぬので、市民の皆さんともいろいろと話し合い、過程の絆そして社会の絆というのをもう一度見直して、一人ひとりが安心して生きやすい

環境をつくっていきたいと思っています。

目 12 文書管理費 発言なし

目 13 情報管理費 発言なし

目 14 公平委員会費 発言なし

目 15 財政管理費 発言なし

目 16 基金管理費 発言なし

目 17 会計管理費 発言なし

目 18 財産管理費

山根委員

庁舎管理というところでお聞きします。

まず、市役所の駐車場整備工事をしてもらったわけですが、成果表の中でも 748 万 1,400 円ということで駐車場を整備されました。その中で、市民から言われたんですが、「駐車場のスペースを有効に活用し、駐車台数の増加及び安全性を確保するために駐車場を整備した」とありますが、今回、整備されて台数がどんだけ増えたのか、非常に軽の台数が多くて、そういう苦情もあるわけなんです、整備してどれほどの台数が増えたのか、教えてください。

水谷管材契約課長

駐車場整備で増えた台数ですが、軽自動車が増えた台数が 9 台から 33 台、普通車が増えた台数が 78 台から 71 台となり、合計で 17 台増えています。

山根委員

軽自動車が増えたということですが、庁舎側にとめとるとこの軽自動車のラインが一角あるわけですが、そこから端から 2 番目にとめた方が両サイドに普通車が増えましたと。そうすると、まったくドアが開かないと。乗るに乘れないという形で、駐車場スペースのところに、まあちょっとルール守らん人が悪いところもあるんかと思いますが、軽自動車のところに普通車が増えた時点で、ドアを開けて乗れないということになるわけです。

どういう形で駐車場を利用するか、マナーの問題があるわけですが、軽自動車の台数は確かに 30 何台増えたんですが、やはりもうちょっと普通車の台数とか、いろんな形で議論することは

なかったんか、私自身がとめた中でも、やっぱり駐車スペースのドアが非常に開けにくいという苦情がある中で、どういう形で、当局の思いとして、台数を増やすのに専念したのか、その点だけ教えてください。

管材契約課長

限られたスペースの中で、いかにたくさんの車をとめられるか、お客さんから「市役所に来てもいつも車がいっぱいだとめられやんよ。」ということを知りました。その中で、まあ軽自動車が一番多いということで、軽自動車を増やしました。

で、大きさですが、幅を2メートルとっています。で、少し今の駐車場からいくと狭いかも分かりませんが、日本道路協会の駐車場設計の指針に基づいても2メートルでいけるということで、幅を決めました。

ベビーカー等、雨降り等、非常に乗り降りが難しいと聞いています。ただ、1台でも多く駐車していただきたいということで、台数を決めました。

山根委員

確かに、ベビーカーとかいろんな方にも本当に不便なのかなという意見があったことだけ、またいろんなことを検討いただきたいと思います。ベビーカー専用の駐車場を作るとか、そういうことも考えてもらいたいと思います。

もう1点、庁舎管理ということで、市長も本会議で伊勢病院も建て替えという方針について話がありました。広域消防についても建て替えという話がありました。市役所の本庁舎は建築されてからすでに45年経過して、かなり老朽化していると思います。

本庁舎について、どのような考えを持ってみえるか、教えてください。

管材契約課長

市役所の本館は昭和40年に建築されており、築後45年が経過しています。市としては、使えるものは可能な限り使っていきたいということを基本として検討しています。今後、方針が決まりましたら、議会にも報告したいと考えています。

山根委員

市としては、使えるだけ使いたいということです。成果表の144ページに本庁舎の耐震調査業務委託をしております。128万6,250円をかけて耐震調査をされました。

以前の話では、本館は耐震性の低いものであると。耐震化はどのように考えているのかということでもありますので、この際、耐震調査をされたわけですので、そのあたり、判定評価はどのようなものであったんか、成果表でしたということは分かるんですが、数値も書かれてないし、どういう形で、危険性があるのか、そのあたりの数字についてちょっと教えてください。

管材契約課長

本館ですが、平成8年に一度、耐震診断を実施しています。そのときの数値が0.6を下回る結果ということで、倒壊または崩壊する危険性があるという建物でした。その後、平成9年に窓をなくしたり壁をつくったりして耐震補強の工事を行いました。

その後、耐震診断の基準が改正されたということで、去年改めて耐震診断を行い、その結果が0.72ということで、0.7という倒壊または崩壊する危険性が低い建物ということになっています。

山根委員

危険性が低いということで、使えるとこまで使おうということで、よく分かりますが、学校なんかを見ると数値が0.75という基準が設けられとるわけです。やはり、公共施設として耐震補強することも、この場所で耐震補強をするのか、その方針がこれから決める課題と思うんですが、現状のまま使えるで、まあ危険度が低いという数値であったという答弁なので、このままの状態です。使えるまでがするのか、耐震補強はしないか、そのへんの考え方があれば、教えてください。

管材契約課長

先ほども言いましたように、使えるものは可能な限り使っていきたいという中で、0.72がいいのか0.75がいいのか、はたまた1.0がいいのかということになります。

このへんは、これから先、本庁舎の使い方等を改めて検討して、そのへんも含めて今後、方針を立てていきたいと考えています。

目 19 車両管理費

吉井委員

マイクロバスについてなんですが、事務の概要書では2台で199回、走行距離は1万8,115キロと出ています。各車両の明細について教えてください。

管材契約課長

1台が使用日数が128回で1万3,060キロ、もう1台が71回で5,055キロです。

吉井委員

これ、どのようなときに利用するのか教えてください。

管材契約課長

市の事業で必要な場合、使っています。

吉井委員

市の事業ということで、なぜそういうことを聞いたのかと言いますと、ちょっと聞いた話なんですけど、今年まで社会福祉団体が事業に参加するのに貸し出しをしてもらっていたということなんですけど、来年度から貸し出しできないと言われたということです。

今のマイクロバスの稼働実績を考えると、そういう市の事業で使わない日というのがたくさんあるように思いますので、もったいないなと思いますので、有効利用するために、そういう社会福祉団体などへの事業へ貸し出しはできないものか、お尋ねします。

管材契約課長

昨年は、マイクロバス2台でしたが、今年から二見総合支所から1台もらって3台になっています。その中で、今年度の使用実績等を勘案して、使わないんだったら処分していこうかという方向も考えているところです。今後、社会福祉団体等への貸し付けということについては、関係部署と各課と相談していきたいと考えています。

世古口委員長

他にありませんか・・・品川委員。

品川委員

自動車事故のことについて、ちょっとお聞きしたいんですが・・・いつも、議会の最後になると部長や市長が、非常にかわいそうに頭を下げられて、できる限り事故はなくしたいというようなことを言われておるんですが、成果表の145ページには大体16件の報告があったと書いてあるんですが、ここ数年の経緯、どんどん事故が減っているのかというのが知りたいんで、できれば総合支所も教育委員会も上下水道も病院も含めて、いろいろあると思うんですが、それがなかったら本庁関係だけでも結構ですが、ここ数年の経緯、努力されて減っているのかというのを教えてほしいと思います。

管材契約課長

教育委員会と病院等は、うちのほうに資料がありませんので分からないんですが、例年、大体これくらいの数字で増減はまあない、少ないと思います。

総務部長

平成20年度で26件、21年度で21件、22年度で20件ということでして、傾向としては、一番多いのがバックの事故です。

品川委員

もう一点、合併して増えましたよね職員が。それで、また事故が増えたのかなというところも

あるんですが、そのへんはどうですか。

総務部長

合併以前との対比は、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

品川委員

もう言わんでもアレやと思うんですが、先ほどの答弁でなかなか減ってこない、かたや職員課は一生懸命指導しとるということを毎回言われるんで、できれば減らして頑張っていたきたい。それと、以前、庁舎の裏に無事故日数何日というのが貼ってあったんですが、最近見やんようになっただんですが、あれは何でやめられたんですか。

管材契約課長

以前のまま貼ってあると思います。

世古口委員長

他にありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

目 19 終わります。暫時休憩します。

(休憩 午後 3時55分)

(再開 午後 3時55分)

世古口委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本日は、この程度で散会し、明 27 日、午前 10 時から継続会議を開きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

それでは、本日はこの程度で散会し、明 27 日、午前 10 時から継続会議を開きます。

なお、本日ご出席の皆さんには、開議通知を差し上げませんから、ご了承ください。

それでは、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

(散会 午後 3時55分)

上記署名する

平成23年9月26日

委員長

委員

委員